

インターネット上の子どもの安全 —グローバルな挑戦と戦略—

ユニセフ・イノチェンティ研究所



UNICEF
Innocenti Research Centre

Child Safety Online

Global challenges
and strategies

unicef 
unite for children



unite for
children

unicef 

ユニセフ・イノチェンティ研究所について

ユニセフ・イノチェンティ研究所はイタリア・フィレンツェにあり、国際連合児童基金(ユニセフ)の研究能力を強化し、ユニセフが世界中の子どものために行うアドボカシーを支援するため 1988 年に設立された。当研究所は、現在及び未来においてユニセフが活動する領域の研究を行っている。その主目的は、子どもの権利に関する問題について世界各国が理解を深め、『子どもの権利条約』が先進工業国において、また開発途上国においても等しく完全に実施されるように支援することである。

イノチェンティ研究所はユニセフ研究局直轄の研究拠点で、児童に関する当組織の戦略研究アジェンダにおいてグローバル・リーダーシップを発揮している。当研究所は、グローバルなプログラムおよび方針の支援のため、ユニセフにおける研究、知識の蓄積のための包括的枠組みを策定することを目的としている。子どもの側に立った方針改革に向けた努力を支援するため、南北両半球における主要な学術機関および開発ネットワークとの研究協力関係を強化し、さらなる知的資源や影響力を活用する方法を探っている。

出版物は、子どもと子どもの権利に関する問題について世界中で行われる議論に貢献し、広範囲な意見を取り入れている。そのため、当研究所は幾つかのテーマについて、必ずしもユニセフ公式の政策とアプローチを反映していない出版物を製作する場合がある。当報告書で示される諸見解は著者や編集者の見解であり、子どもの権利に関する対話をさらに促進することを目的として、当研究所によって出版されている。

当研究所は、選択された活動領域において、当研究所のフィレンツェの受け入れ機関である、Istituto degli Innocenti(英訳:Institutes of the Innocents)と協働している。当研究所の資金の大部分はイタリア政府より支給されており、また、特定のプロジェクトに対する財政的支援は、ユニセフ国内委員会や各国政府、国際機関および民間財団によって行われている。

インターネット上の子どもの安全—グローバルな挑戦と戦略—

英語版 2011 年 12 月発行

日本語版 2012 年 2 月発行

著:ユニセフ・イノチェンティ研究所

仮訳:公益財団法人 日本ユニセフ協会 広報室

発行:公益財団法人 日本ユニセフ協会 (ユニセフ日本委員会)

©United Nations Children's Fund (UNICEF)

December 2011

ISBN: 978-88-6522-004-7

UNICEF Innocenti Research Centre

Piazza SS. Annunziata, 12

50122 Florence, Italy

Tel: (39)055 20 330

Fax: (39)055 2033 220

www.unicef-irc.org

この報告書はユニセフ・イノチェンティ研究所が 2011 年 12 月に発表し、(公財)日本ユニセフ協会が仮翻訳したものです。文中の役職名、肩書き等は編集時(英語版)のもので、文書の無断転載・複製はお断りいたします。転載をご希望の場合は、(公財)日本ユニセフ協会 広報室までお問い合わせください。

インターネット上の子どもの安全 ーグローバルな挑戦と戦略ー

**Child Safety Online
Global challenges and strategies**

目次

謝辞.....	iv
まえがき.....	v
序論.....	vii
第1部 情報通信技術に関連した児童虐待.....	1
インターネット上の児童虐待の本質と規模.....	1
児童のインターネットへのアクセス.....	4
融合したオンライン/オフライン環境の社会的影響.....	7
危険性、脆弱性、有害性を理解する.....	8
親か仲間か：子どもは誰に支援を求めるのか？.....	11
第2部 保護環境を構築する.....	14
国際文書と国際公約について.....	15
法整備と子どもの保護への課題.....	18
対策への枠組み.....	23
結論.....	31
脚注.....	33
略語一覧.....	39
用語集.....	40

謝辞

当報告書「インターネット上の子どもの安全：グローバルな挑戦と戦略」は、国際パネルの顧問や批評家の方々による支援を受け、ユニセフ・イノチェンティ研究所がコーディネーターとなり作成した。当調査は、英国の児童搾取対策オンライン保護センター（CEOP）との緊密な協議および連携のもとに行われた。データやケーススタディ、提言などを提供し、報告をしてくれた、以下のユニセフの現地事務所には心から謝意を表す：アルバニア、ブラジル、クロアチア、フィリピン、南アフリカ、タイ、ベネズエラ・ボリバル共和国。

当調査は、公益財団法人日本ユニセフ協会（ユニセフ日本委員会）の多大な貢献により実現したものである。

調査研究

Gerison Lansdown (lead researcher; independent consultant on child rights and child participation); Margaret Akullo (criminology expert; Project Coordinator for Project Childhood: Protection Pillar, United Nations Office on Drugs and Crime, Bangkok); John Carr (expert adviser on use of the Internet and related technologies by children and young people); Mark Hecht (Legal Counsel, Children's Aid Society of Ottawa); Tink Palmer (Chief Executive Officer, Marie Collins Foundation)

ユニセフ・イノチェンティ研究所

Gordon Alexander (Director); Jasmina Byrne (Child Protection Specialist); Andrew Mawson (Chief of Child Protection); Susanna Nordh (Consultant); Claire Akehurst (Executive Assistant)

ユニセフ（技術的支援/アドバイス）

Karin Heissler (Child Protection Specialist, Planning and Evidence-Building, UNICEF New York); Priscillia Hoveyda (Consultant, Young People, UNICEF Division of Communication, New York); Ravi Karkara (child participation specialist, formerly with the Division of Policy and Practice, UNICEF New York); Ann Linnarsson (Protection Specialist, UNICEF Port-au-Prince; former Programme Officer, IRC); Clara Sommarin, Child Protection Specialist, UNICEF New York)

児童搾取対策オンライン保護センター

Graham Ritchie, Missing and Trafficked Children Manager
Gabrielle Shaw, Head of International Relations

外部諮問/専門家に拠る相互審査

Alisdair A. Gillespie (Professor of Criminal Law and Justice, Department of Law, De Montfort University, Leicester, United Kingdom); David Finkelhor (Director, Crimes against Children Research Center, Co-Director, Family Research Laboratory, Department of Sociology, University of New Hampshire, United States); Ethel Quayle (COPINE Research, Clinical and Health Psychology, School of Health in Social Science, University of Edinburgh, United Kingdom); Julia Davidson (Director of Research in Criminology and Sociology; Co-Director, Centre for Abuse and Trauma Studies, Kingston University, London); Lars Loof (Head of Children's Unit, Council of the Baltic Sea States); Lena Karlsson (Director, Child Protection Initiative, Save the Children; former Child Protection Specialist, IRC); Olga Kolpakova (Head of Prevention Programs Department, Stellit, Saint Petersburg, Russian Federation); Rodrigo Nejm, (Director of Prevention Programmes, SaferNet Brasil); Sonia Livingstone (Coordinator EU Kids Online; Professor and Head of Department of Media and Communications, London School of Economics and Political Science); Tiago Tavares Nunes de Oliveira (Founder and President of SaferNet Brasil); Pia Lang (former Policy Officer, Safer Internet Programme, European Commission)

編集

Christine Dinsmore, editing
Catherine Rutgers, copy-editing
Baishalee Nayak, fact-checking

まえがき

この20年間でインターネットは我々の生活には不可欠なものとなった。

我々はインターネットの持つ、コミュニケーション、娯楽、情報検索の可能性を積極的に受け入れてきた。今日の多くの子どもたちにとって、インターネットや携帯電話、その他の技術は絶えず身近にある、見慣れた存在である。彼らにとって、オンラインとオフラインの区別は意味のないものになりつつあり、両方の環境の間を継ぎ目なく行き来している。インターネット上で、時にリアルタイムでビデオや写真を共有し、オンライン・ゲームを楽しんだりするという、ソーシャル・ネットワーキングのプロフィールを持たない生活は想像もできないという子どもの数は増加している。

実際、若者は技術的進歩の先駆者である。この飛躍的革新の時代の成人たちは、両親や教師、その他の子どもを世話する人たちとの世代間のギャップを広げてしまった。このギャップは、先進工業国では以前より縮まってきているが、保護者が情報通信技術にアクセスする機会が間違いなく少ない低所得国では大きい。しかし、その状況は急速に変化している。

インターネットは学業成績や社会参加に与える影響という点で、子どもたちにとって無数の機会と利益をもたらすことは間違いない。しかし、その一方で、インターネットは現実世界では明確に線引きされている年齢や地理的な位置関係やその他の境界線をもともせずを超えてしまう危険に子どもたちをさらしている。これは結果的に、インターネット上で共有される児童虐待描写物を子どもや若者たちが所持したり、おとなの犯罪者にオンライン・グルーミングや性的な会話に誘い込まれたり、性的搾取を受けたり、またネットいじめやインターネット上で嫌がらせを受けたりする危険を引き起こしている。

これを念頭に置き、ユニセフ・イノチェンティ研究所は英国の児童搾取対策オンラインセンターと提携し、当調査の実施のために数多くの関係者と協働を行った。この研究では、子どものインターネット上の行動、リスク、被害の受けやすさを探り、子どものインターネット上の虐待や搾取に立ち向かうための、現行の防止・保護対策を詳細に記した。この調査は低・中所得国から学んだ教訓を活用し、それらを技術革新のスピードを考えれば他国もいずれ経験する可能性があるという、動的視点で考察した。

我々が学んだことは、こうした犯罪に立ち向かうためには1つの単独の取り組みだけでは効果は得られないということだ。必要とされるのは、政策立案者や、法執行機関、ソーシャル・ワーカー、教師、親、そして組織的に児童を保護する民間セクターの共同努力である。また、我々は子どもたちの多くがインターネットを快適に使っており、リスクは回避できるということに気付いた。子どもたちは自分自身を自分より年の若い子どもたちの保護者と考えており、彼らは変化の主体なのである。子どもはリスク軽減の方法に対して自分の考えを表現することが許されるべきであり、話を聞いてもらうべ

きであり、またインターネットの恩恵を安全に得るために権限を与えられるべきである。しかし、子どもたちが自分自身を保護する能力を過大評価してはならない。結局、より安全なインターネット環境と共に、子どもたちのインターネットへの平等で公正なアクセスを確保する枠組みを整備する責任はおとなたちにあるのだ。

知識や参加、レジャー、遊びなどの情報へのアクセスは、子どもの権利条約に記されているように、全ての子どもの基本的権利なのである。今日の現実と仮想の世界において、全ての子どもたちにそのような権利を確保するのは我々の共同責任である。

Gordon Alexander
ユニセフ・イノチェンティ研究所 所長

序論

インターネットや携帯電話、その他の電子メディアによって、子どもや若者たちは、情報、文化、コミュニケーション、娯楽など、つい 20 年前には想像もつかなかった、さまざまなレベルへのアクセスが可能となった。しかし、もたらされる膨大な恩恵にはリスクも伴う。インターネットとその関連技術によって、児童虐待を描写したものを今までよりも容易に製造、配布することができるようになり、また児童虐待者たちにインターネット上で子どもや若者たちにアクセスし、接触できるという、重大な機会を新たに与えている。情報通信技術 (ICT) はこれまで子どもの性的虐待や性的搾取を含む犯罪は生みだしてはいないものの、従来からあるいくつかの犯罪の規模や潜在性を増大させてきた。

デジタル社会空間における市民性と責任感を促進しながら、世界中のすべての地域において差別や除外なく、すべての子どもと若者たちにインターネットへのアクセスを拡大することは、子どもたちのためのチャンスを広げることに取り組んでいる政策立案者たちにとって重要な政策目標であるべきである。¹ より安全なインターネット・アクセスの構築は、このようなプロジェクトには不可欠である。それゆえ、「世界レベルにおける危険性の本質とは何か？」および「それに対処するために最も効果的な戦略は何か？」という問いは重要である。ユニセフ・イノチェンティ研究所 (IRC) が児童搾取対策オンライン保護センター (CEOP) と共同で作成した当報告書の目的は、世界的な兆候を検証することである。当調査では主に、画像に記録された子どもの性的虐待と、性的交渉を目的とした若者たちのオンライン・グルーミングという 2 つの問題を取り上げる。第 3 の問題であるネットいじめは、多くの調査から児童にとって特に重大な問題であることが浮き彫りになった問題で、当報告書内においてもこの問題に触れる。

インターネットからもたらされる子どもの保護に対する課題については、知識格差が非常に大きく、世界でもインターネットの普及率が限られている地域においてはその格差が特に大きい。子どもたちのインターネット上の行動や、アジアの一部、ヨーロッパ、および米国全土における子どもの性的虐待への対処および防止を目的とする戦略に対してなされた数々の投資についての分析作業は多数行われている。しかし、多くの低・中所得国ではインターネット上の子どもの性的虐待や性的搾取は比較的少なく、児童保護や法執行を管轄する機関についての知識の現状や対応についての調査などはあまり行われていない。その多いとは言えない調査の大半はアジアやラテン・アメリカで行われており、アフリカの子どもや若者たちのインターネット利用についての調査はほとんど行われていない(このことがリスクにつながる可能性がある)。さらに、先進工業国の異なる地域の調査結果は時に矛盾が見られる。

ICT が関与している子どもの性的虐待の問題は、それが社会であろうと、社会集団であろうと、経済的に豊かな人々の問題に過ぎないと考えるのは間違いであろう。インターネット・アクセスは、ブロードバンドの利用者の増加や携帯電話の普及率の向上に伴い、急速に拡大している。実際、ブロード

バンドの出現は、より大きな容量のファイル、特に写真やビデオ画像、音声を含むファイルを交換することができるようになったことで、インターネット上の児童の性的虐待を促す決定的要因となっている。ブロードバンドは低所得国においても利用できるようになり始めたが、その問題に対抗する方策がないため、今後、各地で子どもに対するあらゆる形態の性的虐待行動が見られると予想される。

世界的に、子どもや若者たちはインターネットを早い段階で使うようになり、最良のイノベーターとなる傾向があり、インターネットの利用法やスキル、理解度の点で、両親や他のおとなたちよりもはるかに先を進んでいることが多い。インターネット、特にソーシャル・ネットワーキングや他の双方向メディアなどは、現代の多くの親たちが子どもの頃には存在しなかった新しい形の社会空間を世界規模で提供している。今日、全ての社会の若者たちは開拓者であり、おとなが想像できないような、さまざまな方法でオンライン・スペースを占有している。こうしたスペースは非常にクリエイティブな場となり得るが、また同時に多くの場合、おとなが漠然としか認識していない危険に子どもたちをさらす可能性もある。

子ども同士の相互交流の容易さ、性的虐待の危険性、変化の著しい技術、インターネットあるいは子どものインターネットの利用法に関するおとなの認識や理解の欠如は社会不安をもたらす。センセーショナルリズムや神話形成、不適切となりうる政策対応なども同様である。

一般的に、新しい技術にはそれが持つ潜在的な危険性への不安が伴い、明白でしっかりした根拠の基盤がなければ、その危険を誘発することがある。インターネットが全ての子どもたちを危険に陥れる恐れがあることは知られているが、これまで研究データによって裏付けられていなかった。² しかしながら、それに伴う数々の真の危険性が存在しており、リスクを防ぐための適切な対応を行うには、危険性と被害の本質と規模を正確に見極める助けとなる、信頼できる情報が必要である。

インターネットの開発に導いた、最初の研究や作業の多くには官民両セクターが関わったが、1990年代半ば以降、インターネットはほぼ完全に民間セクターによって所有、運営されている。一方、インターネットは世界経済の要となり、拡大解釈すれば、非常に多数の、そして急速に増えつつある国家経済の効率的機能の中核を成している。また、交通、電力、銀行業、そして、その他の我々の生活にとって不可欠なシステムに円滑な運用をもたらし、公共インフラを支えている。それは増え続けている世界中の多くの市民の、社会的、政治的生活において主要な役割を果たしている。このような様相だからこそ、政府、政府間機関およびその他の公的機関は、インターネットの運営方法に関する新しい法律あるいは規制について、または現代のインターネット産業を構成している無数の大企業、小企業に求められることについて、慎重に議論を進めてきた。しかし、市民暴動にソーシャル・ネットワーキング・サイト(SNS)が利用されていたという現象に政治家たちが反応を示し、インターネットの抑制に向けて規制、法制化しようとする強い動きも存在する。

各国政府はこれまで、子どもの保護または救出のための「構造」の構築、つまり法整備、児童虐待者の追及や起訴、問題に対する意識の喚起、子どもによる有害サイトへのアクセスの削減と子ども

が性的虐待や性的搾取から回復するためのサポートなどに重点を置いて、インターネット上の児童の性的虐待や性的搾取の問題に対処する傾向があった。これらは保護対策の不可欠な構成要素である。しかし、国際的には進展にむらがある。例えば、多くの司法権は児童虐待描写物に十分対抗できる規制、またはオンライン・グルーミングを刑事罰の対象とする法律を制定することができない。危険性の本質あるいは効果的な保護戦略について、子どもの保護責任のある両親や関係機関に意識の欠如や戸惑いもある。インターネット上の児童の性的虐待及び性的搾取に対する意識は、子どもの保護のシステムおよび対応策にまだ組織的にしっかりと根付いてはいないようである。政策立案者は、インターネット上の子どもの性的虐待及び性的搾取に対する意識の向上をより広範な子どもの保護に関する協議事項に織り込むことを優先すべきである。

民間セクターはインターネットの中核を成すようになり、インターネット上の子どもの保護に対して大きな責任を担っている。最近まとめられた「企業と人権に関する指針：国連『保護、尊重、救済』フレームワーク」と題した報告書内に国際的に明確に表現された、現在の人権尊重に対する企業責任への理解のもとに、企業は人権を尊重し、その運営や製品、サービスに直結する、人権に与える悪影響を防止または緩和する義務がある。³ 子どもの性的虐待や性的搾取は、明らかに「人権に与える悪影響」である。産業はインターネットが子どもにとってより安全となるような新しいツールを開発、導入する力を持っている。法整備への支援となる民間セクターによる行動の重要性は、当報告書内の後半で述べる。

真の課題と懸念は産業界にある。インターネットを子どもにとってより安全なものにすることができる対策の中には、現在のビジネスモデルにとって難題となりそうなものもある。つまり、そのような対策は個々の企業の競争力を縮小させ、または現在のインターネットの仕組みに内在する、他の自由を脅かしているように見えるのかもしれない。しかし、各国政府が、自国の国民、特に子どもや若者たちの福祉のために真剣に受け止め、早急に対応すべきだと感じている懸念事項は、インターネット自体、とりわけインターネットを支配する大企業の長期的な利益であるのは間違いない。こうした懸念事項に対処しなければ、情報の自由を具体化している唯一の世界規模のシステムであるインターネットに対し、政府や地域機関が支援して規制や法制定を行うこととなりインターネットに悪影響が及ぶ危険性がある。

インターネットの利用法やその危険性についての研究はほとんどが先進工業国でなされていることを考えると、調査結果に対する分析を他の社会経済的あるいは文化的コンテキストに当てはめることには注意を要する。しかし低中所得国においてもインターネット利用に関する危険性を示唆するパターンや潜在的な問題が研究結果として導きだされている。先進工業国と低中所得国で唯一共通して言えることは、インターネットにおける若者の活動、若者による技術革新、若者の探究心そして若者の手による発見がいかに重要であるかということである。言い換えれば、子どもが創造という恩恵をもたらすインターネットにアクセスし、ある種の危険に自らをさらし、その危険をしっかりコントロールする、これらすべての局面で児童福祉関係機関の果たす役割が重要である。

保護対策は、子どもの権利条約や他の関連する国際基準に定義されるように、あらゆる形態の暴力、性的虐待、性的搾取からの保護に対する権利と、情報、表現と結社の自由、プライバシー、および被差別に対する権利の間でうまくバランスをとる必要がある。子どもにとっての最大の利益を最優先に子どもの意見が取り入れられ、真剣に受け止められる権利を考慮し、子どもや若者たちの能力の発達を認識することによって、そのバランスを定着させなくてはならない。オンライン環境に存在する子どもや若者たちに対する危険性を全て取り除くことは不可能であろう。

さらに、ある一定の限度を超えて危険性を排除しようと試みれば、インターネットとその多面的な恩恵の本質を脅かす可能性がある。

子どもや若者たちが皆、インターネットに同等に精通している、または使い慣れている、もしくは同等の知識を身に付けていると考えるのは間違いであろう。⁴ 子どもたちのインターネットの使用法やインターネット上の行動、脆弱性は年齢によって異なる。子どもの保護のための戦略が効を奏するには、年齢や理解度の違いに合った対策やメッセージを組み込むことが必要である。とはいえ、子どもや若者たちは ICT の最も巧みな使い手である場合が多いというのは事実である。当報告書は、子どもの保護のための有効な戦略には、子どもたちの ICT の使い方、そして遭遇する可能性のある危険性や危険なものに対し、支援および理解ができるように、その設計と実施の両方において親や先生など、若者と身近に接する他のおとなたちの権限だけでなく、子どもたち、特に思春期の若者たちの参加が必要であると主張する。これは現実に即した認識であり、人権の原則に則った態度でもある。

当報告書では、子どもや若者たちのインターネット上の性的虐待と性的搾取の本質と規模、および彼らの間に浸透している犯罪のタイプについて述べる。ここでは、インターネット環境に関する知識や関与についての親と子の世代間格差、また、これがインターネットへの経験と取り組み、およびインターネットの使い方にもどのように影響を与えるかについて考察する。当報告書では、危険を及ぼす可能性のある特定のインターネット活動や経験についての調査も含め、世界中の子どもや若者たちのインターネットの使い方についてもまとめている。オンラインとオフラインでのやりとりや最悪の事態に陥った時、子どもたちがどこに支援を求めるかについての調査結果の分析など、さまざまな活動に重点を置く。

政策立案者たちの課題は、メディア批判へと脱線しないようにすることである。それよりも「より安全なインターネットの構築」という命題の下に、相互に関連する数々の問題について、官民のあらゆる関係者によって活動の調整が行われるべきである。これには、次のようなことが含まれる。

- インターネットへのアクセス網の構築を図る際には、子どもの性的虐待と性的搾取の危険性を念頭に置くこと。
- 子どもによる ICT 利用について理解し、安全のための有効な戦略形成において若者たちと協働すること。

- インターネット上の子どもの性的虐待と性的搾取についての認識と理解を児童保護システムに組み込むこと。
- インターネット上の子どもの性的虐待と性的搾取に対し効果的な法整備を進めること
- 効果的な法整備の中に子どもの保護を組み込むこと。

低・中所得国においてはインターネットの普及率は未だにあまり高くないが、子どもの保護は近い将来、彼らが直面すると思われる課題であり、今、それに対処しておく必要がある。

また、インターネットは子どもや若者たちにとってオンラインとオフラインの世界が同居する、基本的なソーシャル・メディアであり、当報告書では彼らにとってより安全な環境を構築する方法を考える。子どもや若者たちがより強固な保護を得られるための、関連する国際法や各国政府や法執行機関の主な課題の概要を示す。インターネット環境において、子どもの福祉や安全への潜在的脅威に立ち向かうには、多層的アプローチが必要であると主張する。

当報告書の結論として、次の 4 つを主要な目的とした、戦略的な子どもの保護システムの構築を提唱する。

- 1) 子どもたちのエンパワーメント
- 2) 児童虐待者に刑罰を負わせる
- 3) 有害サイトの利用や有害情報へのアクセスを削減する
- 4) 被害児童の回復と社会復帰を支援する

第 1 部 情報通信技術に関連した児童虐待

インターネット上の児童虐待の本質と規模

EU Kids Online の Sonia Livingstone と Leslie Haddon により行われた調査は、インターネット上の活動に関連した危険性や有害性を理解するための一連のカテゴリーを定義している。このような分類により関連する行為の特徴が明らかになり、研究者と政策立案者がさまざまな影響に目を向ける手助けとなる。

- a) **インターネットのコンテンツによる被害**: 子どもがポルノコンテンツあるいは有害な性的コンテンツの受け取り手となる
- b) **接触による被害**: 成人あるいは他の子どもの手によって、オンライン・グルーミングや性的虐待、ネットいじめを目的とする性的虐待行為の標的となる。そして性的虐待の様子を画像で記録され、ばらまかれる
- c) **行為による被害**: ポルノ画像を製造またはアップロードする、インターネット上で出会った成人と実際に会う、自分自身、あるいは別の若者の画像をインターネット上に掲載する、児童虐待描写物をダウンロードする、いじめ行為をするなど、子どもが危険な行為または虐待行為に積極的に参加する⁵

成人によるインターネット上の子どもの性的虐待行為の範囲には、児童虐待描写物の製造のために自分の子どもまたは他の子どもを性的に搾取する、個人的な使用目的で画像をダウンロードする、画像を製造し配布する、および、搾取を目的としてインターネット上で子どもに接触しようとする行為が含まれる。

インターネット上の児童虐待描写物の数は 100 万件以上にも上り、それら児童虐待描写物に実写で映しだされた子どもの数は何万人にも上るとされている。⁶ インターネット上の画像とオフラインの画像との重要な違いは、インターネット上に一度掲載された画像は永久的に出回ってしまい、閲覧されたり回覧されたりする頻度も、その相手もほとんど制限がないことである。現在入手可能な画像の中には 20 年から 30 年以上も前に製造され、その後デジタル処理されたフィルム写真やビデオもあると考えられている。⁷

しかし、サイバースペース内の画像の大半はごく最近製造されたもので、安価で使用方法が簡単なデジタルカメラの登場とインターネットの発展に関連している。インターネット上の児童虐待描

写物の被写体となっている子どもの大半は、調査の大半が西洋諸国で行われてきた経緯と、犯罪者は自分の民族性と共通性のある子どもを好む傾向があるという事実を反映して、白人の思春期前(1歳未満から10歳まで)の少女である。⁸ また、先進工業国においては、画像の取り込みや配布に ICT や他の技術がより広く使われていることも反映している。低年齢化の傾向は一目瞭然で、画像はよりあからさまで、暴力的になってきている。⁹ インターネット上の児童虐待描写物が、世界のある限られた地域に見られる虐待の形態なのか、それともインターネットの普及と使用が発展過程にあることを示しているのか、という点については未だにはっきりしていない。言い換えるならば、アジアやアフリカの子どもたちを含め、画像に記録することによる子どもの性的虐待は、インターネット・アクセスがグローバルになるにつれ、ますます増えていくのだろうか、ということである。

児童虐待描写物を掲載している、世界中のウェブサイト数を推定するのは困難である。インターネット監視協会(IWF)によれば、児童の性的虐待に関するコンテンツは2010年には世界中の異なるウェブページ上におよそ16,700例確認され、同協会はそれらに対し措置を講じた。ちなみに、2006年は個人のウェブページやウェブサイトなど、およそ10,600個のURLが確認されている。¹⁰ この増加はホストパターンの変化によるものと思われる。それにより、現在では複数の画像を単一のウェブページに保存するのではなく、コンテンツを別々の場所に投稿するようになっている。¹¹ しかし、最も重大なことは、児童虐待描写物がインターネット・サービス・プロバイダ(ISP)など、第三者が所有するストレージ・システム上に画像を保管する必要性がない、ピアツーピア(peer-to-peer)型配布を通じて同好者のネットワーク間で共有されるケースが増えていることである。¹²

オンライン・グルーミングとは、個人がインターネット上の性的接触を目的として若者と親しくなる過程をいい、しばしばウェブカムを使い、子どもの性的虐待者のネットワーク間で性的搾取の「共有」が行われたり、性的虐待を行うために実際に面会することに発展したりすることもある。¹³ 児童虐待者が、犠牲となり得る子どもとオンライン・グルーミングを行うことを可能にするサイバースペースには、チャット・ルームやソーシャル・ネットワーキング・サイト(SNS) およびインスタント・メッセージがある。¹⁴ 児童虐待者に関する調査では、児童虐待者の中には自身のインターネット上の「友人」リストにオンライン・グルーミング過程のさまざまな段階にある若者を最大で200名登録している人もいる、と示唆されている。¹⁵ オンライン・グルーミングは児童虐待者の目的やニーズ、そして若者の反応によって、数分で終わるものから数時間、数日、あるいは何か月にも及ぶこともある。

年齢の点では、オンライン・グルーミングの被害を受ける危険性が最も高いのは思春期の青少年で、中でも特に女子の危険性が高いことを調査結果は示している。この年代の子どもは、人との出会いや友人を作る手段としてインターネットを積極的に使うことが多い。これはすべて社会

的、性的および感情的なアイデンティティなど、自我の発達過程にはよく見られることである。オンライン・グルーミングで子どもに働きかける人(調査結果では主に男性)の数については情報がない。多くの国々で、これはまだ犯罪行為とみなされておらず、したがってこうした行動についての記録も残されていない。オンライン・グルーミングが刑事罰の対象となっている国々においてですら、犯罪者の詳細を提供する組織的なデータベースは存在しない。これは認識だけでなく、児童保護の面においても大きなギャップがあることを意味している。

インターネット上の子どもの性的虐待については、オフラインでの子どもの性的虐待と同じくらい多くの誤った通念がある。一つは、子どもに対して最も大きな脅威を与えるのが見知らぬ人間であるということである。最初に児童虐待描写物を製造、配布したのが見ず知らずの他人というのは誤りである。直接関与している人物は、子どもに容易に、かつ私的に直接アクセスできる、家族やその他養育者であることが多い。¹⁶ もう一つの誤った通念は、オンライン・グルーミングには、一般に年上の男が別人になりすまし、罪のない子どもに嘘をついて騙すという手口が含まれるという点である。これは多くの場合、真実ではない。むしろ、子どもを「誘惑」あるいはうまくおだてて、自発的に結んだインターネット上の性的な友人関係として子どもに認識させる傾向がある。犯罪者の中にはオンライン・グルーミングを行う際に年齢や性別を偽る者もいるが、そのような行為は一般的に法定強姦の典型例に当たる。¹⁷

主に先進工業国で行われた調査結果によれば、インターネット上の子どもの性的虐待者を類型的に見ると、主に白人、男性、一般的に就業している、そこそこ良い教育を受けている、年齢層は幅広く若者も含まれる、などという点が指摘されている。オフラインで子どもの性的虐待を行っている男性の多くはオンラインでの虐待にも関わっている。しかし、インターネット上で児童虐待描写物を閲覧している男性の大半は、オフラインでは児童との性的接触を求めてはいないようである。¹⁸ しかし、この調査結果は慎重に考慮されるべきである。インターネット上で児童虐待描写物にアクセスした犯罪者は、何らかの形で子どもに性的関心を示しており、子どもを身体的リスクにさらしている。少なくとも、そのような犯罪者は子どもの性的虐待を含む画像の製造に対する需要維持に寄与している。

ICT は、ポルノ画像に容易にアクセスできるような環境も生み出した。「インターネットがなかった」時代との主な違いは、今日では、若者によってアクセスが可能な、きわどいポルノ画像を表示するサイトが数多く存在するという点である。¹⁹ 今まで、そのような画像露出の影響に関しては限られた調査結果しかなかった。若者を支援する専門家たちは、若者の間でポルノ画像・映像への依存度が明らかに高まるのと並行して、女子がポルノビデオに出演する女性の性的な振る舞いや外見に倣い従わせる圧力が新たに生まれていることに懸念を強めている。²⁰ ICT はまた、未承諾ポルノグラフィーへの接触という現象も導いた。子どもがそのような被害を受ける程度は、年齢やその国における社会規範、またそのようなサイトの閲覧への本人の自己抑制力の度合い

にも左右されると思われる。²¹

子どもたちは、インターネット上のいじめ-ネットいじめ、またはオンライン・ハラスメント-が自分たちにとって重大な問題だと報告している。これはおとなにとっては性的虐待ほど深刻な問題ではないが、今ではより多くの注目を集め始めている。²² いじめの定義は、ある子どもが有害で、相手に害を及ぼすことを目的とした行為のターゲットになることをいい、その行為は繰り返し行われ、その犠牲となる者はその行為に対抗することも、止めさせることも出来ない力の不均衡が伴う。²³ 少なくともヨーロッパでは、インターネット上よりもオフラインの方がいじめの発生が多い。その一方で、インターネットと携帯電話は今、子どもや若者たちが匿名で他人を侵害し、いじめを行う新たな機会を提供している。²⁴

ネットいじめの主要な扇動者は、一般的に子どもや若者たちである。調査の中には、男子よりも女子の方がネットいじめを行っているという結果を示唆するものもあるが、その逆を示している調査結果もある。²⁵ カナダと英国の調査結果によれば、オフラインでいじめを受けるリスクのある児童（例えば、少数民族グループ、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、またはトランスジェンダー（LGBT）、若者、肥満児、あるいは認識された障害を持つ子どもなど）はオンラインでもいじめを受けるリスクが他の子どもよりも大きいことが確認されている。²⁶ それとは反対に、米国の調査によれば、学校で他人に身体的いじめをする子どもはネットいじめの被害者である傾向が高いという結果が得られた。²⁷ ネットいじめはまだ一般的によくある体験ではないように見えるが、その匿名性、そして昼夜問わず、自宅や寝室など心の安らぎを得られる場所に侵入する力によって子どもや若者たちに重大な影響を与えかねず、また、その性質から（時に無意識に）多くの人を巻き込むまでに発展することもある。

児童のインターネットへのアクセス

調査結果は子どもや若者たちのインターネット接続の増加を指摘している。今日まで、あらゆるレベルのインターネット・アクセスは先進工業国において最も高かったが、低・中所得国も急激に追いついてきている。社会的格差はインターネットのアクセスと利用に影響を与えるのである。一般に、インターネットへのアクセスと利用の程度は、豊かな国、また世界的に見ると裕福な家庭の子どもの方が、貧困国、およびあまり裕福でない家庭の子どもよりも高い。²⁸ データが得られるほとんどの国で、18歳未満の子どもがオンライン総数の高い割合を占めている。²⁹ しかし、ヨーロッパではインターネットにアクセスしている親の数が、インターネットを使用している子どもの数に急激に近づいている。2005年に同地域でインターネットを使っていた親は66パーセントであったが、2008年には平均で84パーセントに上った。³⁰ 欧州連合（EU）の調査結果が示すように、親がインターネットを使えば使うほど、インターネット関連のスキルがさらに身に付き、自

分の子どものインターネット利用をよりよく管理できるようになる。³¹

全体としては、インターネットの使用には性別の違いはほとんど見られないようである。しかし、一般的に、年齢についてはインターネット・アクセスのレベルと関連する要因で、子どもの年齢が上がるとともにアクセス・レベルも上昇する。³² しかし、より年齢の低い子どもによるインターネットの使用が増加しており、初めてインターネットを使う年齢も低年齢化している。EU では、2008年には両親の認知を前提として6歳から10歳の子どもの60%がインターネットを使っており、それに対し15歳から17歳では86%が使用していた。過去数年間で低年齢の子どもによるアクセスが増加してきている。³³ 世界的に、インターネットを以前よりも長時間使用している子どもの数は増加しているようだが、それでもまだ使用時間に著しい差がある。例えば、ヨーロッパでは、インターネットにアクセスする9歳から16歳の子どもの利用時間は、1日1時間から5時間の間となっているが³⁴、それに対しバーレーンではインターネットへのアクセスは1日2時間半から3時間半となっている。³⁵ 南アフリカでは、インターネット利用者の多くは1週間に1度、時間も1時間以下と、接続頻度は低い。³⁶ ブラジルでは、10歳から15歳の子どもの69%がインターネットに毎日アクセスしている。³⁷ しかし、国際電気通信連合(ITU)の報告によれば、利用頻度については、母集団全体もしくは15歳から24歳の若者と比較して、5歳から14歳の子どもが少なくとも1日1回(あるいはほぼ毎日)利用する可能性ははるかに低い。³⁸

中国、インド、日本、英国、米国を含めた12か国でおとなと子ども9,000名のインターネット・ユーザーを対象に行われた調査では、両親は子どもがインターネットを使用している時間を実際より低く見積もっており、子どもたちの利用時間は月平均39時間で、両親が考えている時間の2倍の時間をインターネットに費やしていることがわかった。この親と子の食い違いは、両親の子どもに対する関わりや管理、コミュニケーションが不足しているということを示しているのかもしれない。ただしブラジル、イタリア、スウェーデンは例外で、親子で子どものインターネットの利用程度について取り決めをしているようである。³⁹

先進工業国では、子どもの大半は自宅や学校からインターネットにアクセスしているが、低所得国では多くの子どもはインターネット・カフェに依存しており⁴⁰、見知らぬおとなと子どものユーザー同士が同じ物理的空間で接触する恐れがある。例えば、ブラジルでは、10歳から15歳の子どものインターネットへのアクセスは、2008年から2009年の1年間で53%から63%に増加した。同年代グループのインターネット・ユーザーによる、インターネット・カフェ(ブラジルではLan Houseと呼ばれる)からのアクセスは、無料アクセスと有料アクセスともに、2006年の33%から2009年は61%に増加している。⁴¹

携帯電話がアクセスの重要な発信源となるにつれ、インターネット利用についての状況も変化してきている。一般的にはまだコンピュータがインターネットの主な利用手段である一方、日本では

ほぼ60%の子どもがインターネットへのアクセスに携帯電話を使っており、他の国をリードしている。⁴² 子どもによる、インターネット機能を内蔵した携帯端末の使用は、各国の社会経済状況によって次第に増えていくものと思われる。

携帯電話が世界中で爆発的に使用されるようになったことは特筆すべきである。さまざまな種類の携帯電話や携帯端末の登場は、とりわけ低・中所得国におけるインターネット接続の将来を象徴している。これらの国々が各家庭に電話線を敷設し、インターネットを設置するようなインフラに投資するということは考えにくい。むしろ、従来の携帯電話用アンテナにリンクする、あるいはそれに加えて無線LANのネットワークを確立すると思われる。インターネット・アクセスにインターネット機能を内蔵した「スマートフォン」の使用が増加することは、子どもがアクセスする情報を両親が限定、監視、あるいは制御する力を制限してしまうので、子どもや若者たちへの潜在リスクを高めることになる。使用端末が固定位置にある方が子どものインターネット使用の監視は行いやすいが、携帯電話には固定された端末には存在しない即時性が備わっている。しかし、インターネット機能を内蔵していない携帯電話ですらも連絡を取り合うための膨大な機会を提供するため、現在では多くの先進工業国や中所得国で若者たちの必要なソーシャル・ツールと見なされている。

子どもや若者たちは、ゲームや情報、教育、娯楽やコミュニケーションなど、さまざまなオンライン活動を行っている。ITU の報告によれば、一般に教育用コンテンツやゲームについては、子どもの方が他の年齢グループよりもインターネットの利用度が高く、またコミュニケーション用には若者や一般の人々の方がより多く活用している。⁴³

ソーシャル・ネットワーキング・サイト(SNS)やインスタント・メッセージ、チャット、ミニブログのプラットフォーム、及びその他のフォーラムによって、ユーザーは日常生活のあらゆる面で、個人情報や写真、ビデオなどの投稿や交換、友人ネットワークの構築、ハイレベルなやり取りや情報交換などが可能となる。

SNS は若者たちの間で非常に人気があり、彼らの社会生活にとって不可欠なものになってきている。オーストラリア、バーレーン、ブラジル、ネパール、フィリピン、南アフリカ、米国、およびヨーロッパの国々で行われた若者たちのインターネット上の利用方法や行動に関する調査によると、インターネットを利用する若者の大半の行動、特にSNSについては、違いが見られないことが示された。この調査は、人と出会う、インターネット上で新しい友人を作る、チャットをする、といった極めて共通した社会行動パターンを示し、オンライン・コミュニケーションの推進力としては、各国の文化的要因よりも子どもや思春期の若者の発達に関する要因の方が重要であることを示唆している。米国では、ティーンエイジャーの73%が現在SNSを利用している。⁴⁴ EU諸国では、9歳から16歳の子どもの59%がソーシャル・ネットワーキング・プロフィールを持っており、9歳から

10歳の子どもで26%、15歳から16歳の子どもでは82%となっている。⁴⁵ インドにおける、推定3,700万人のFacebookユーザーの5%は13歳から15歳で、7%が16歳から17歳となっている。⁴⁶ ブラジルでは、2011年10月にFacebookユーザー数が2,900万人に達し、うち6%が13歳から15歳で、7%が16歳から17歳であった。⁴⁷

融合したオンライン/オフライン環境の社会的影響

インターネット活動の発展の重要な様相の1つは、子どもや若者たちが世界中の多くの地域で、両親たちの未知の環境に参加し、そこから知識を得て、またそのような環境を作り出していることである。現在、自分自身の擬似的なソーシャル・ネットワークを作成したり、探究したりしている子どもの数はますます増えている。ネット広告を通じて、また知識や情報、そして親たちとは全く折り合わないと思われる政治、宗教、文化あるいは性的概念へ触れることで、今、子どもたちの世界ははるかに複雑になっている。電子メディアへのアクセスや触れる機会が大幅に増えたことで、両親が子どもの体験を理解し、効果的な保護とサポートを与える力が減少する可能性があるなど、ネガティブな影響をもつという懸念もある。⁴⁸ インターネット利用に関する世代間の認識格差は先進工業国では小さくなってきている一方で、低所得国では依然、親子間の隔たりが著しい。インターネット環境は、ユーザーの願望やきまぐれによって、匿名性と自己宣伝およびロールプレイングなどを複雑に絡みあわせることができる。子どもや若者たちは自分のインターネット上のアイデンティティを定義することも変えることもでき、またいつでも、異なるいくつかのアイデンティティに宿ることもできる。それは、社会交流や新しい形の社会スペースに新たな一面を加えている。なかでも特にソーシャル・ネットワーキングは人との出会いや楽しみを得られる、更なる機会をもたらす。⁴⁹ おとなはオンラインとオフラインの世界を全く異なるものだと認識しているが、両方の世界で友人を作ることで社会的ネットワークを構築している子どもや若者たちの多くは、その違いがほとんどわからない。そういう意味で、オンラインとオフラインの世界は融合している。

生活のあらゆる場面や背景を分ける、現実の世界における明確な境界線は、インターネット上では必ずしも同じようには存在しないし、機能しない。⁵⁰ SNSは「友情」というコンセプトをプロフィール上にリストされた全ての人に適用する。一方、出会った人々は実際にその場にいらないため、境界線は当初、それほど重要視されてはいなかったようである。世界のいくつかの地域で行われた調査によると、若者たちはオフラインよりもオンラインの方が極めて繊細な個人情報共有したり、性的な行為を行ったりすることに抵抗を感じていないことが多いということが示唆された。⁵¹

一方、チャット・ルーム、ブログ、オンライン・ゲームあるいはソーシャル・ネットワーキング・サイトのいずれの場合でも、オンライン・フォーラムは従来のプライバシーの境界線を破壊してしまう。自分の寝室などプライベート・スペースで「チャット」や「会話」をしている子どもは、故意にまたは

無意識に、見ず知らずの世界中の閲覧者に自分自身をさらけ出す可能性があり、被害に遭う危険性が高くなる。インターネット上に投稿された情報はその子どもの履歴記録となり、個人データにアクセスした人たちを制御することはできなくなり、また時に投稿した情報を取り消そうと思っても既に遅く、子どもを抜き差しならない状況に追い込むこともある。現実の世界で子どもの保護に役立つ警告サインは、概してインターネット上には存在しない。現実の世界では、地理的な近さのほか、「友達」となりうる人のボディランゲージ(非言語コミュニケーション)や、その人物の危険性を示す兆候など、さまざまなフィルターが存在する。オフライン環境で子どもを守るために開発された多くのメカニズムは、オンラインの世界ではまだ存在しないのである。

危険性、脆弱性、有害性を理解する

危険性と有害性にはさまざまな大きな違いがあり、政策立案者と両親たちはこれらの違いをはっきりと区別する必要がある。危険性といっても子どもや若者たちに必ずしも害を与える活動ばかりではない。水泳をしたり、自転車に乗ったり、SNSに登録したりすることには利点もある。しかし、ある状況下では危険性をはらみ、子どもに悪影響を与える可能性もある。最も意味深いことは、インターネットに関しては、便益をもたらす活動とリスクをもたらす活動との間に線を引くことは困難を極めるということである。⁵²

情報や画像のインターネット上への投稿に伴う危険性については、おとなの間ではしばしば懸念が取り沙汰される。それゆえ、情報を投稿することはそれ自体がリスクをはらんだ行為であるという前提から多くの調査はスタートする。実際、若者たちは、おとなが憂慮するような内容の情報を投稿している。世界中から得られる数々の調査結果は、多くの若者たち、とくに 12 歳から 16 歳の子どもが極めて個人的な情報をインターネット上に掲載していることを示している。例えば、ブラジルにおける調査では、子どもと思春期の若者の 46%が個人的な写真をインターネット上に繰り返し掲載することに抵抗を感じていないことを示している。そして、その一方で、バーレーンにおける調査では、子どもたちはプライバシーの概念もほとんど理解せず、インターネット上に個人情報をよく掲載していることが示された。⁵³ さらに、多数のティーンエイジャーたちは性的な雰囲気を漂わせた自分の写真をサイト上にアップロードしている。⁵⁴ これは時にそのような画像をインターネット上に掲載するよう働きかけるオンライン・グルーミングに応じたものもある。そしてその後、ティーンエイジャーに対し、脅迫メールや性的にあからさまな画像をアップロードして、ネット上にもっと掲載するよう脅しが続くことがある。しかし、これ以外のケースでは、最初にネットに掲載されたものがスパムなど、一方的に送りつけるものである場合、児童虐待を行う可能性のある者を助長し、招きよせてしまうことがある。

その他、ティーンエイジャーによく見られるようになってきた行動が、「セク스팅」(携帯電話を通じて性的な画像やテキストを共有すること)である。⁵⁵ これらの画像やテキストは性的関係にあるパートナー同士、あるいはパートナーとなる可能性のある相手と共有されることが多いが、時にもっと幅広い閲覧者と最終的に共有されることもある。⁵⁶ 若いティーンエイジャーたちがこうした行為の影響やそれに伴う潜在的なリスクをきちんと理解しているとは考えにくい。

しかし、インターネット上に情報を掲載する問題については慎重な議論が交わされている。インターネット上に個人情報を掲載することは、今や普通の行動となってきたと言える。⁵⁷ 基本的には、若者が個人情報を掲載していないと、友人たちはそのページが楽しいとか面白いとは思わないだろう。彼らは個人情報を掲載しない若者をちょっと変わっているとか、よそよそしいとさえ考えるかもしれない。インターネット上に情報を掲載することは若者たちの文化的コンテキストの一部で、それゆえありふれたことであり、若者の大半はそれによって被害を受けることはないようである。⁵⁸ 例えば、米国で行われた調査によると、一般的に画像を含む個人情報を毎日インターネットに掲載することが原因で子どもが犯罪被害となったと示す調査結果はほとんどないとわかった。つまり情報を掲載すること自体よりも、インターネット上の相互交流やさまざまな形態の危険行為を行うことによって子どもの性的虐待やオンライン・グルーミングを引き起こす環境を生み出しているといえる。⁵⁹ 若者の間で標準とされている行動を変えることが非現実的であるだけでなく、おそらくそうしようと試みることも、実は有用でも必要でもないということを調査結果は示唆している。

インターネット活動に伴う危険性が世界中の異なる地域全てで同じであるか、世界中の子どもにとって同じ影響があるのかどうかという、あいまいな指摘について十分な調査結果はない。例えば、多くのアフリカやアジアの国々では、はびこる貧困と弱体化した構造が子どもの社会的、法的な保護をも弱体化させ、それゆえ脆弱性を一層高める一因となる可能性がある。⁶⁰ インターネット上で子どもの性的虐待や性的搾取に陥りやすくする可能性のある、他の特徴には矛盾がある。南アフリカと米国で行われた調査は、自分に自信のない子どもまたは絶望や否定的事象、またはオフラインで性的虐待あるいは迫害を経験している子どもは、オンライン・グルーミングの被害に遭う危険性が特に高いことを示唆している。⁶¹ 英国で行われた調査結果からは、オフラインの世界において特に明白な脆弱性のパターンに関する報告は得られなかった。⁶²

ブラジルでの調査では、社会的要因と経済状況の重要な関連性が見られた。極めて貧しい地区の出身(非公式な居住地)の少女たちはより早期に性化行動にさらされ、自分の社会的ステータスを高めてくれると感じる、自分よりも年齢が上のグループと付き合う傾向が強い。こうした少女たちはインターネットを、性的関連のサイトを訪れて男性と出会うための道具として見ている。それに対し、中流家庭のブラジル人の少女たちは、おとなによる監視と指導が貧民街の子どもよりも厳しく、インターネットの利用も主に教育目的であると報告している。⁶³

さらに、低所得国では、子どもは自宅でインターネットを利用することが少なく、自宅にいても、両親はインターネット環境に伴う特質やリスクを子どもよりもはるかに理解していない可能性があるため、両親による保護やサポートの機会が少ない。ネットカフェからインターネットにアクセスしているブラジル、インド、ネパール、およびフィリピンの子どもは、こうした場所は特に危険で、児童虐待描写物を利用しているおとなや、児童虐待描写物そのもの、誘惑、あるいは薬物などに自分たちを晒す可能性がある、ということを確認している。このことに加えて、子どもがネットカフェを通じたインターネット・アクセスにより依存している国々では、取り締まる規制も事象を報告する機会も少なく、多くの場合、子どもの保護環境を構築する全面的な投資はほとんど行われていない可能性が高い。⁶⁴ しかしながら、自宅でのインターネット利用がより安全に思われる(ある程度危険性が低減される、あるいは危険性が存在しないと感じられると言った方がより正確だろう)一方で、実は子どもがインターネット上で何をしているのかによるところも大きい。

いくつかの有効な調査は性別を基準にしてデータを分解し、少年や少女が体験したインターネットの危険性や脆弱性、有害性に関する違いや類似性に関する有用な情報を提供してくれている。しかし、調査結果がないグループも数多い。例えば、ICT は、現実の世界では自由に動き回ることができない子どものためのコミュニケーションや、視力障害のある子どものために書き言葉へのより多くのアクセス、聴力障害のある子どものために自由にコミュニケーションができる能力のように、障害のある多くの子どもたちへ非常に多くの利益を提供する可能性がある。しかし、障害のある子どもが、インターネット上の関係により依存しやすい、その結果、より攻撃を受けやすい、このグループでは別のアイデンティティを構築することが他の子どもたちよりも多い、オンライン・グルーミングのターゲットとなるリスクがより大きい、などという点についてはわからない。同様に、LGBT の若者、特にオープンに自分のセクシャリティについて表現することができない環境にいる子どもは、インターネットを使って、性的指向を共有できる人たちと友好関係を築くためにインターネットが使用できることで得られるものは大きいだろう。しかし、反対に、インターネットに依存すればするほど、彼らを危険や虐待によりさらすことになる。LGBT の若者は特にネットいじめに遭いやすいといういくつかの調査結果がある。⁶⁵ 支援的な親子関係の重要性を保護要因と考え、インターネット環境で移民の子どもや家族と離れ離れになってしまった子どもが遭遇する危険性についてよりよい理解を得るための調査も有用であろう。

若者のインターネット上のリスクについての意識について、ブラジルやヨーロッパの国々で行われた調査によれば、多くの子どもは基本的な危険についてはわかっているが、そのほとんどは自分が攻撃を受けやすいとは思っていない。子どもたちは攻撃を受けやすいのは自分ではなく、「自分以外の人」(例えば、自分より若く、経験も浅い子どもたち)だと考えている。⁶⁶ SNS を利用している子どもや若者の多くは情報の安全性に関しての問題を認識しており、気が進まないときに個人情報を投稿することに抵抗を感じていて、自分の知らない多くの人にその情報が見られ

るといふ不安も多少抱えている。しかし、全国調査では、英国では問題が子どもに個人的に影響を与えるか、深刻だとみなされていない限り、自分たちの行動に影響はほとんどないことを示している。⁶⁷

概してインターネットに伴う危険性については子どもや若者たちの間で受け止め方の違いが大きい。その違いに関する明確な結果を示す比較調査はほとんど存在しないが、これは情報の入手性、利用する場所、および安全報告のメカニズムに対する認識などに関連していると思われる。

親か仲間か：子どもは誰に支援を求めるのか？

世界中で行われた調査結果から、子どもや若者たちは両親よりもインターネットを安全に利用できるという大きな自信を持っていることがわかる。⁶⁸ しかしながら、概して、インターネットの安全性に関する情報が広まっていない国々では、子どもたちは安全を保つことにあまり自信がないようである。ヨーロッパで 2009 年以降行われている調査によれば、自分自身がインターネットを利用している両親ほど、子どものインターネット上の安全についてあまり心配をしてないということがわかった。親たちがインターネット環境についてより理解を深めれば、それに伴う危険性について、より多くの情報に基づいた見方が得られるのである。⁶⁹

子どもを被害から保護するという点について、調査結果は、子どもが虐待を経験した時、両親を誰よりも先に相談する相手としては見ていない場合が多いということを一貫して示している。しかし、両親の関わる程度は、国、年齢、および親のインターネット利用度などいくつかの要素によって左右される。⁷⁰

なぜ子どもはインターネット被害からの保護を両親に求めないのかということについて、その理由として子どもは、両親が性的虐待の行われる世界を理解していないと思っていること、携帯電話を取り上げられたり、インターネットのアクセスを制限されたりすることを恐れていること、などが挙げられ、また児童虐待者による脅し、または恥や罪悪感も理由となっている。⁷¹

両親が何を願おうとも、思春期の若者たちはおとなたちに干渉されることを嫌がる。思春期は発達段階の 1 つで、探究行動や親からのある程度の離脱が見られる。彼らはこのように親の存在と自分たちの社会的空間やインターネット上の相互交流への親の関与を干渉と捉える。

しかしながら、先進工業国からは、子どもにとって最も強力な保護要因は、子どもとインターネット経験を共有し、付随する問題について進んで話し合える、インターネットの利用が盛んな両親であるということを示す報告が相次いでいる。⁷² 子どものインターネット環境への関わりを尊重

し、関心を持つことが、制限や罰則的な制御を行うよりも効果的である可能性が高い。さらに、多くの子どもや若者たちは両親にもっと関わってもらいたいと考えていることが調査により示唆されている。多くの子どもたちにとって、両親を排除しようとするのは必ずしも支援を受けたくないと考えているからではなく、むしろ親の効果的なサポート能力に限りがあることを認知しているからである。⁷³

これまで固定位置にあるコンピュータ経由で行われていた活動の多くは、現在では事実上インターネット接続機能のある携帯電話を使って行われており、両親の子どもを保護する力はますます制限されるようになった。子どもたちがそのような携帯電話を手にするようになり、ますますその数は増加しているが、親たちは子どもの活動を監視したり、フィルタリングやブロッキング機能を導入したり、またインターネットへのアクセス・レベルを制限したりすることが以前にも増してできなくなっている。この使用法の変化は、根本的に異なる問題を提起しており、子どもをインターネット被害から保護する、あるいは被害を防止する戦略を導入する上で認識される必要がある。

この調査から一貫して浮かび上がるメッセージは、子どもや若者たちは、自分たち自身を他の子どもを「保護する者」であると考えていることである。子どもたちは問題が起きた時、まずお互いに依存しあう傾向がある。若者たちは、妹や弟、友人など、自分よりも弱いと思っている人たちに降りかかる危険性に、より高い懸念と意識を抱いていることを示している。⁷⁴ これは、子どもたちのピア・エデュケーター、メンターおよびアドバイザーとしての潜在的役割を示唆している。実際のインターネット利用の社会的なコンテキストにおいて、子どもたちの話を聞き、子どもたちが先頭に立って、相互に面倒を見ることができるようサポートしてあげることが、危険性と有害性の両方を低減させる鍵の1つとなる可能性がある。

子どもによるインターネットの利用とインターネット環境内における行動と脆弱性は、子どもの年齢によって異なる。子どもの年齢と理解度にあった保護戦略と共に、子どもの発達能力を認識することも必要である。今のところ、幼い子どもたちのインターネット体験について相対的にはほとんど知られていないが、先進工業国では、8歳未満の多くの子どもたちが現在、コンピュータ経由あるいは携帯電話経由でインターネットにアクセスするようになってきているということを示す報告が相次いでいる。幼い子どもたちによるインターネットの利用の仕方については、より多くの調査を行い、それぞれ年齢や能力の異なる子どもたちを守るための最も効果的な対応方法を探る必要がある。

おとなによる保護に重要性を置く人々にとっての課題は、変化の著しいインターネット世界の背景、特に親のインターネットや子どもたちの生活におけるインターネットの役割についての理解が不足している場合において、おとなが構築したモデルが実際、効果があるかどうかという点である。逆に、子どもたちを信用することに重要性を置くモデルについての課題は、これを確実に遂

行することを約束し、子どもたちが社会的にも技術的にも権限を与えられ、自分たちや他の子どもたちの面倒を見ることができるようサポートを受けることを保証することである。この両アプローチは相互に補強しあわなくてはならないのが現状である。

インターネットに伴う危険性の本質に真に気づき、子どもや若者たちが事実に基づいた選択をするようサポートすることを目的としたプログラムは、青少年のセクシュアリティ、ピア・グループの役割、青少年への文化的な期待、および子どもや若者の観点からの危険性に関する思い込みなどについて理解してあげることが必要としている。例えば、リスク低減のメッセージは、おとなには妥当だと思われても若者たちにとっては通常の利用法や危険性の本質とは関係がないと感じられるような予防的なメッセージよりも、インターネット上で出会った人々とのやり取りから起こり得る問題に重点を置く必要がある。⁷⁵ そのようなメッセージの一例が、「個人情報に掲載してはいけない」である。子どもや若者によるインターネット環境の効果的な操作を可能にする知識やスキル、意識を持つと共に、環境を規制する外的メカニズムと、強力かつ支えとなる親子関係が整っていれば、インターネット上の危険性は最小限に抑えることができる。

インターネット環境で子どもを保護する責任は親と子どもだけが負うべきものではない。政策立案者や、教師やソーシャル・ワーカーなどの専門家、法執行機関、民間セクターなど、全てが、子どもや若者たちが被害に遭わずに現代技術の利用から恩恵を受けられるような、安全な外的環境を生み出す役割を担っているのである。

第2部 保護環境を構築する

世界中の先進工業国にもおいても、低・中所得国においても成すべきことは多い。包括的な保護対策には、幅広い領域にわたる、政府とNGOの多様な関係者が関与した行動が必要とされる。これには「構造」の整備、つまり犯罪行為を定義し、児童虐待を行う可能性のある人物を抑制し犯罪者を起訴する法的能力や、実際の犯罪者と犯罪者となる可能性のある人物による児童虐待描写物へのアクセスを制限、禁止する積極的な対策などを明確に定めるなど、法的枠組みの整備が含まれる。また、司法と社会福祉セクター間の共同作業や部門を超えた協働の強化も含む。児童保護サービスの意識を改善し、教師など子どもと身近に接する専門家たちに対し、融合したオンライン/オフライン環境における危険性と有害性の本質についての教育を行い、子どもの安全を守るための支援対策を実施することが必要とされる。また被害に遭わないよう、子どもをエンパワーメントする戦略を促進する。福祉対策への投資は、インターネット上の子どもの性的搾取や性的虐待によって被害を受けた子どもたちのニーズに応え、彼らと身近に接する専門家の能力を構築するためにも必要である。

民間セクターは、インターネット環境を設計し、運営する中心的役割を担っており、子どもや若者たちが安全にインターネットを利用できるようにするという幅広い社会的目標の達成に貢献することが、インターネット・アクセスを拡大し、コンテンツを刷新することに元来含まれているということを認識しなくてはならない。Livingstone と Haddon が指摘しているように、インターネットの利用がより個別化していくにつれ、両親や教師たちの役割もより難しくなっていく、それにより産業界には子どもが遭遇する可能性のある危険性を管理する、さらに大きな役割が課せられる。⁷⁶ これに失敗すると、産業界は、現状のインターネットの自由に悪影響を及ぼすような政府の規制や条例を受ける危険性にさらされることになるだろう。

情報と保護に関する戦略の設計と実施において幅広い対応を行うには、若者たちと直接連携することが求められる。子どもや若者たちは危険性やそれを回避する方法に関する情報、さらに、状況が怪しいと判断した場合にどのような児童保護のメカニズムに頼ればいいのか、などといった情報を必要としている。彼らは自分たちのサイバースペースにおいて事実に基づいた選択を行い、お互いに支援しあうスキルを必要としている。このことはインターネットの使用が個別化し（例えば、主に先進工業国においては子ども部屋など個室でインターネットが使われる）、携帯電話の使用が増えれば増えるほどますます重要になっていく。児童保護のメカニズムは透明性があり、利用しやすく、また法的強制力がなくてはならない。子どもがそのメカニズムを利用した場合、安心感を持ち、効果的であると感じなくてはならない。子どもがインターネット上の保護に関する戦略に積極的に関わることで極めて重要な経験と知識を得られるのである。

両親が子どもを支援する力を構築することもインターネット上の安全には不可欠な要素である。これは子どもや親だけに保護の責任を課すためではなく、現実を認識するためである。インターネットによって与えられる社会空間の本質と、若者がインターネット世界の探究と、その利用におけるペースメーカーであるという事実は、若者がリスク軽減にむけた対策の最前線にいるべきであり、両親は最良の体勢で彼らをサポートすべきであるということを意味している。両親は危険性の本質を知り、若者たちのインターネット活動に対する理解を深めるよう促される必要がある。

先進工業国では、国によって程度に差はあるものの、各々の対応策が統合され一体となってきた。しかし、実施されている施策において、より高いレベルの調整が必要である。多くの低・中所得国では、リスクの本質やリスクを低減あるいは対応する能力に対する認識がまだ芽生えただけである。インターネット上の性的虐待には、まさにその本質として、国境がない。それゆえ、司法と福祉セクターによる協調的行動が必須なのである。

国際文書と国際公約について

その他多くの児童保護問題のように、インターネット上の子どもの性的虐待や性的搾取は、2つの国際基準が交差する点にある。これらをうまく合わせれば、事態に対処し、子どもを守る環境づくりをするための枠組みを提供することができる。国際文書の中には、子どもの権利の実現・保護や、子どもの権利の相互依存性や不可分性を考慮した幅広い視点から、子どもの権利の侵害として子どもの性的虐待や性的搾取に主眼を置くものもある一方で、さまざまな形態の国境を越えたすでに起きた犯罪に対処することを目的とし、影響を受ける関係者の人権も考慮しながら、犯罪への対応と起訴に重点を置く傾向のある文書もいくつか存在する。

これに関係する5つの主な国際文書は次の通りである。

●子どもの権利条約

Convention on the Rights of the Child(1989)

●児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書

Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of children, child prostitution and child pornography

(OPSC, 2000)

●国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(「パレルモ議定書」)

Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking against Persons, Especially Women

and Children, supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime ('Palermo Protocol', 2000)

●欧州評議会「サイバー犯罪条約」

Council of Europe Convention on Cybercrime (2001)

●欧州評議会「子どもの性的搾取および性的虐待からの保護に関する条約」

Council of Europe Convention on the Protection of Children against Sexual Exploitation and Sexual Abuse (2007).

これらの国際文書はインターネット環境における児童の性的搾取や性的虐待への対処および対応に関する指針を示しているだけでなく、この点に対して具体策を取るため、締約国に向け法的拘束力のある義務を規定している。つまり、犯罪の定義と犯罪行為に刑罰を科す規定を含む、子どもの権利に関する包括的な枠組みを策定し、犯罪者のより効果的な起訴を可能にする。「子どもの権利条約」は、インターネットがもたらす恩恵、つまり表現の自由、情報を求める自由、結社の自由などと特に関連ある他の権利と並んで、子どもの保護を重視しており、特に重要である。OPSC(児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書)と欧州評議会「子どもの性的搾取および性的虐待からの保護に関する条約」も、被害を受けた子どもとその家族を支援するサービス提供の確実な実施を政府に要求する法的な仕組みの概要を示す例としての役割を果たしている。

地域的文書はその文書が作成された地域内に限って適用されるが、他の国々が導入、順守できるように標準や基準を設定し、場合によっては地域外の締結国による批准を承認する。締結国は、国際法の下に、子どもの権利の尊重、促進、および保護を保証する第一義的な責任を有する一方、子どもの権利条約とその他の規約は、両親や市民社会、民間サービス事業者、および企業など、他の関係者もこの点において重要な責任を有することを認めている。

1990年代以降、さまざまな地域機関の他、国連とその関連機関はさらに関与を強め、児童保護の仕組みを強化するために策定された指針と行動規範を導入した。1990年に人権委員会によって児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する特別報告者が指名され、進展が加速した。1992年に人権委員会は、行動計画を導入し、続いて子どもの性的搾取に関する、3つの世界会議(1996年ストックホルム、2001年横浜、2008年リオデジャネイロ)を開催し、あらゆる形態の性的搾取から全ての子どもを保護するという、人権に基づく目標を再確認した。⁷⁷ 2008年の「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」は「リオ宣言」を採択し、締結国に児童虐待描写物と子どものオンラインやオフラインでのグルーミング、児童虐待描写物とその他の製造物の製造や流布を目的とした、インターネットと新しい技術の使用の防止および禁止を目指した具体的

な行動を求めている。⁷⁸ それより以前の 2006 年の国連総会で報告された「子どもに対する暴力に関する調査」では、各国政府は「児童の性的搾取やその他の形態の暴力における(中略)情報技術の利用と闘う努力を強化する」必要があることも認識している。⁷⁹

しかし、国際レベルで子どもの性的搾取や性的虐待に注目が集まり、新たな人権に関する世界的、地域的な文書が作成されているにもかかわらず、必要とされる法整備とそれに続く国家レベルの組織的な行動の実施が依然不足している。例えば、現在行われている児童ポルノに関する法律の見直しでは、2010 年時点で、児童虐待描写物に関する犯罪に対抗するのに十分な法律を持つ国が 196 か国中 45 か国しかなく、89 か国は特に児童ポルノに対処する法律が全くないことが児童失踪・児童虐待国際センターにより指摘された。法整備が行われている国のうち、52 か国は自国の法律内で児童ポルノについて定義がなされておらず、18 か国はインターネット犯罪について規定していなかった。また 33 か国は配布目的の有無にかかわらず児童ポルノの所持を、刑事罰の対象としていない。⁸⁰

地域レベルにおいては、EU は児童の性的虐待や性的搾取に対抗するため、共同行動を取る必要があることを認識しているが、国の法令はこうした問題のいくつかは扱っているものの、ICT による性的虐待や性的搾取には対応していないか、児童虐待被害者に対して効果的な対応や保護が行えるほど強固でも一貫性があるわけでもないことを指摘している。⁸¹ そこで EU は、2011 年 11 月、欧州評議会の枠組み決定 2004/68/JHA に代わる、「児童の性的虐待や性的搾取および児童ポルノとの闘いに関する欧州議会および理事会指令(仮訳、原題: The Directive of the European Parliament and the Council on combating the sexual abuse and sexual exploitation of children and child pornography)」を採択した。この他の法的措置としては、オンライン・グルーミングやインターネット上の児童ポルノに係る行為、ファイルをダウンロードせず児童ポルノを閲覧する行為など、現行の EU 法が適用されない、あらゆる形態の子どもの性的虐待や性的搾取の刑罰化、刑罰の適用基準を下げることで最高刑を課せるようにし、EU 国籍を持つ犯罪者が EU 圏外で起こした犯罪についても起訴されることを保証、虐待の犠牲となった児童に対し、補償請求を含む支援や援助、保護を提供、締結国の関連機関間における性犯罪者の刑事上の有罪判決に関するデータの共有、子どもの性的虐待に関する内容を含むウェブサイトの強制撤去あるいは選択的ブロッキングの導入、などがこの指令により行われるようになる。⁸²

EU はインターネット上の若者の安全を守るための手段として、自主規制をいち早く推進してきた。2007 年 2 月には、EU 全土の主要な携帯電話事業者やコンテンツ・プロバイダが「幼い子どもやティーンエイジャーのより安全な携帯電話の使用のための欧州の行動枠組み(仮訳、原題: the European Framework for safer mobile use by younger children and teenagers)」に署名した。2010 年 6 月時点で、行動規範は、残る 2 か国が現在策定中であるが、25 か国の EU 加盟国で実施されている。この枠組みによって、アダルト向けサイトへのアクセス制御を含む原則や対策、

親や子どもの意識向上キャンペーン、良識と妥当性に従った国家基準による商業コンテンツの分類等を行うことが署名国に委ねられる。2010年6月に実施された報告書によれば、96%のEUの携帯電話ユーザーを扱う、83社の携帯電話事業者に対し、行動規範を通してこの枠組みを実施し、功を奏したとしている。⁸³

2009年2月には、欧州委員会が、「欧州のためのより安全なソーシャル・ネットワーキング原則（仮訳、原題: Safer Social Networking Principles for the EU）」と題した文書作成に乗り出した。この原則は加盟国27か国で運営している最大規模のSNS事業者全てにあたる21社の署名とともに発足した。プライバシー設定がこの原則の大きな焦点であるが、教育や認識の改善活動や児童虐待の報告に関して重要な規定もある。当原則の第2回アセスメントは2011年5月に発表されたが、示されたのは残念な結果だった。調査に応じた14社のSNSのうち、プライバシー設定の特性（例えば、年齢の適正さ、利用可能性、使い勝手の良さ、など）に関する明確な情報について高く評価を受けたのは3社のみであった。⁸⁴

2011年6月には、欧州委員会が第1回目の「欧州デジタル・アジェンダ」を開催した。これには「インターネット上の全ての欧州の子どもたちの安全」と題する特別なワークショップが含まれ、その場において、デジタル・ヨーロッパという広範囲のハイテク企業の事業者団体が、権利と責任に関する、新しいハイレベルな枠組みを開発する試案を提出した。この試案への取り組みは2012年初めまでに完了する予定である。

現在、オンライン/オフライン環境における児童保護に特化した、南北アメリカに地域的議定書あるいは文書は存在しないが、関連する資料は存在する。2009年7月に地域の専門家グループによって作成された「モンテビデオの覚書」は、サイバースペースにおける子どもの個人情報保護のための枠組みを提供している。⁸⁵ この覚書はインターネット上の児童の個人情報の保護方法に関して、国会議員や裁判官、政策立案者、警察官の指針となるべく設計され、児童の保護、教育、法的枠組み、法執行および公共政策に関する提言を記載している。⁸⁶ この覚書はラテン・アメリカの国には拘束力はないが、インターネット上の児童の個人情報の保護に努めている国々の重要な枠組みとしての役割を果たしている。アフリカやアジア、中東においては、地域協力は存在するが、概して場当たりの対応である。

法整備と子どもの保護への課題

立法や政治的な誓約は、根本的には重要ではあるが、それらを実施し、施行するための仕組みや、虐待の犠牲となった子どもに支援を提供するサービスなくして変革を達成することは不可能である。法執行機関は、法律を一貫して有効に適用し、犯罪者を起訴し、確実に説明責任を負

わせる責任を負っている。それゆえ、オンラインとオフラインの融合した環境における児童の性的虐待や性的搾取に立ち向かう重要な役割を担っている。社会福祉機関は、虐待を経験した子どもの最善の利益を実現し、保護する責任を負っている。しかし、これら2つの検討課題はしばしば対立することがある。この課題は、関連する子どもの利益が引き続き最優先の検討課題であることも確認しながらも、起訴を成功させるために有効なアプローチを探究していくことである。

21世紀のインターネット環境は、犯罪をさまざまな形に変形させてしまった。つまりそれは、コミュニケーションの進化した乗り物として、有害な活動にも新しいチャンスを提供し、また、インターネット環境の仮想的性質は、犯罪活動がしばしば刑事司法プロセスの法域外となり得ることを意味する。⁸⁷ 犯罪防止は、もはや地元コミュニティの中での監視や調査だけの問題ではなく、地域、国、そして国境を越える可能性もある。仮想環境で起きた犯罪に管轄権を割り振ることは容易ではないかもしれない。さらには、ある特定の犯罪に国籍の異なる被害者が多く含まれることもあり、法的プロセスや児童保護プロセスをさらに複雑にしている。

インターネット上の性的虐待や性的搾取という犯罪は、犯罪者が虐待の犠牲となる子どもから何千マイルも離れた遠隔地で引き起こすこともある。これは深刻な課題であり、各国の警察は、国によって全く異なる、管轄権に関するプロトコル、社会的かつ文化的環境、政策的な期待、および能力レベル、技術的専門知識や資源に範囲を広げつつ、さらなる連携を行っていく必要がある。⁸⁸

多くの場合、インターネット上の子どもの性的搾取や性的虐待という犯罪が起きたことを立証することは簡単なことではない。インターネット環境特有の性質は、犯罪には子どもと犯罪者の肉体的接触が必ずしも必要ではないという点である。法律が犯罪行為に明確な定義を与えていない場合、法執行機関にとって課題は特に大きい。例えば、ある犯罪を立証するということは、たとえ肉体的接触が全くなくても、子どもを誘惑する「意志」を十分に立証する、ということである。そのためには、どんな「意志」の証拠が必要なのであろうか。児童「ポルノ」の画像の定義とは何であらうか。例えば、カナダや英国のような管轄区域では、性的行為に従事する子どもの擬似画像と本物の画像の両方が刑事罰の対象となっている。

児童虐待描写物の被写体となっている子どもや、性的搾取のためにオンライン・グルーミングを行う子どもは、羞恥心と共謀感に苛まれることがある。それゆえ、インターネット犯罪の被害者の多くは、写真や画像が発見されるまで自分たちの経験を口外することはなく、法執行機関による捜査で発覚することが大半である。しかし、ここでも事態は複雑となり得る。過去のケースであるが、法執行官が虐待を受けた子どもの画像を数枚入手したが、その虐待の被害者である子どもは否認状態に陥り、画像に写っているのが自分であることを認めなかった。⁸⁹

子どもの性的虐待の多くは公表されることはない。その児童虐待がインターネット上で起きた場合、発覚するレベルはさらに低くなる。⁹⁰ 虐待を受けている子どもの中には、インターネット上で関係のある人物をボーイフレンドまたはガールフレンドとして捉えている子どもも存在しており、彼らに対し感情的にも依存している。

オンライン・グルーミングの被害を受けやすい子どもの中には孤立していて、社会的支援が少ない子どももあり、こうした場合、法執行機関やその他の機関に虐待の報告がなされる可能性がより小さい。さらに、多くの子どもは自分が犯罪の被害者であるということを自覚していない。これは子どもたちの罪のない画像がデジタル処理で児童ポルノ画像へと加工され、被害に遭った子どもの知らないところでインターネット上に配布されてしまう可能性があるからである。⁹¹

児童虐待の公表には、軽視されたり誤解されたりするという、いくつかの課題が伴う。子どもたちはこの体験に対処するために自分たちの感情や恐怖心を認識する必要がある。自分自身や家族、彼らにとって大切な第三者、および虐待の加害者に対する影響を恐れて、子どもが申し立てを撤回するということが珍しくない。子どもは虐待行為によって影響を受けているだけでなく、それを公表されたり、その後の影響によってさらなる心的外傷を負う可能性もあるのだ。⁹²

児童虐待描写物の被写体となった子どもを保護し、適切な心理サポートを受けさせるための確認作業は困難である。インターネット上の画像は何年にもわたって出回り、例えば、ある 5 歳の少女の画像が 20 年後もインターネット上に存在することもある。INTERPOL(国際刑事警察機構)やその他いくつかの国の法執行機関は、被害児童の確認作業の支援として児童虐待描写物についてのデータベースを作成した。警察は優れた画像解析ソフトウェアを導入することにより、例えば、押収された収集画像の中に含まれているある子どもの画像が、法執行機関によって既に発見されているものや、既知の画像のデータベースに含まれていると同一のものかどうかを見極めることができる。ソフトウェアの中には、長期にわたって虐待を受け続け、年齢とともに外見が劇的に変化してしまった子どもを確認するのに役立つものもある。これは 1 人の容疑者に対する事件をまとめるためにも、子どもの回復のサポートを目的として子どもが受けた虐待の期間と本質を見極めるためにも、重要である。

児童虐待の被害写真のデータベースは貴重な資源である。これにより警察の捜査時間を大幅に削減し、警察官たちが直接その画像を見る必要性も減らすことができる。後者の利点は特に重要である。比較的最近まで、警察は画像を繰り返し閲覧することを余儀なくされていた。しかし、新しい技術が開発され、写真画像は「ハッシュ」と呼ばれる、デジタルコードに収縮することが可能となり、警察官が実画像を見ることなく、それを画像の追跡や比較に使用することができるようになった。⁹³ 国連の児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する特別報告者は、その画像がどのように使用されているのか、誰がアクセスするのか、どのような状況なのかを明確にする

具体的で倫理的な方針が必要であること、またそのような画像がどこで、どのように所持されているのかについて被害者が知る権利を有すると指摘した。⁹⁴ 児童虐待描写物を扱う警察部隊やホットラインは、画像の閲覧と保存のため、膨大な時間と場所を管理するプロトコルを整備することになるだろう。そのような画像の痛ましい性質は、それに関わる人々に苦痛をもたらすことがある。虐待画像を閲覧することが仕事の一部として避けられない警察官や、ホットラインに従事するスタッフに対するカウンセリング・サービスが行われることも珍しくない。

インターネットは、犯罪者となり得る人物や自分の名前を明かすことのない人物を含むユーザーがアイデンティティを構築し、インターネット環境において個人情報をつつ、どのように、どの程度まで他人に伝達するかを自分で決定することができるものとして一般的に認識されている。⁹⁵ そうすることによって、彼ら個人のアイデンティティ、または個人を特定できる情報は表に出ることはない。この匿名性は犯罪者と犠牲者となり得る子どもの双方に安心感と秘匿感を与える。⁹⁶ これまでの児童性犯罪者たちはオフライン環境においては、その犠牲になる子どもを見つけるために、子どもたちが集まりやすい遊び場やその他の公共空間など、子どもの遊び場をうろつく必要があった。今日では、インターネット上の子どもによる高レベルな社会的交流が犯罪者たちに子どもをターゲットにする新しい環境を与え、今まで実際に犯罪者と会って直面したような危険性はもはや無くなったと子どもたちに誤った認識を与えてしまった可能性がある。

インターネット犯罪活動の捜査は複雑で時間がかかる作業である。それは時に、管轄権を超えた連携を必要とし、犯罪者の巨大なネットワークに関わることもある。そのような捜査を効果的に遂行するには非常に多くの制約がある。まず、専門家数が限られていることである。オンライン/オフライン環境での児童の性的虐待や性的搾取と闘うためには、コンピュータやインターネット技術の取り締まりや児童保護についての複合的な専門知識が必要とされる。専門家部隊は多くの低・中所得国にはたいてい存在しない。つまり、スタッフはインターネット犯罪を調査するための必要な訓練を受けることができない。必要なスキルを身に付けているスタッフがいるところでさえも、そのような犯罪を調査する科学技術を手に入れることができない場合がある。その結果、多くの法執行官はインターネット関連犯罪の発見や捜査、起訴において不利な立場にある。⁹⁷

もう 1 つの課題とは、複数機関の連携、調整の不足である。法執行部門は常にインターネット上の性的搾取を、保護を要する問題として見ているわけではない。むしろ、多くの国においてオンライン/オフライン上の性的搾取は「サイバー犯罪」と分類されている。ネット犯罪あるいはサイバー犯罪の警察部隊は、主に詐欺や組織犯罪に重点を置いており、子どもの保護に関する専門知識、あるいは専門的な関心がほとんど、あるいは全くないことがある。子どもの商業的性的虐待に関するウェブサイトは法律上組織犯罪として分類されるか、詐欺やテロの扱いに慣れた警察官によって捜査が行われることが多いが、性的虐待描写物の交換やオンライン・グルーミングの多くは捜査対象から外されている。警察は、インターネット上の子どもの性的虐待や性的搾取に

ついでに捜査ではほとんど行われていない、子どもを主体とした対応を行う必要がある。児童保護の専門家が捜査に参加するという、英国の児童搾取対策オンライン保護センター(CEOP)の推奨案では、若者は適切に安全が守られ、捜査の各段階において彼らの福祉が考慮されることを保証している。⁹⁸

社会福祉専門家たちが、オンライン/オフライン環境における児童保護の新たな課題にどのように対応しているかについては、限られた調査結果しか入手できない。2つの最近の報告書では、インターネット上の虐待のリスクについてソーシャル・ワーカーたちの知識と意識の欠如が指摘されている。この2つの報告書はどちらも北ヨーロッパ(ドイツとノルウェー)のものであるが、同じようなことはどこの国でも起こり得る。⁹⁹ 一般に、調査が指摘するのは、教師や保健室の先生、医療従事者、警察官、ソーシャル・ワーカーおよびカウンセラー/心理療法士など、子どもたちと接する専門家が新しい技術を通じた児童虐待の危険性を十分に認識していないという点である。例えば、13歳の子どもの行動の変化に懸念を抱いたとしても、その子どもがインターネット上の虐待行為の犠牲となっているとは考えないので、その子どもにインターネットの使い方について尋ねることもしないと思われる。さらに、こうした専門家たちは常に子どもたちの心の内を聞いてあげる準備が出来ているわけでもないし、またいつでも聞いてあげられるわけでもない。それに対する原因としては、専門家としての自信の欠如、不十分な訓練、仕事に対するプレッシャー、感情的な障壁、自分自身の価値観や姿勢、信念、この問題に対する知識の不十分さとサポートの欠如、などが挙げられる。世界中でICTが子どもたちにとってますます中心的な存在となっていることを考えると、こうした認識の欠如は、専門家たちがますます重要となってきている児童虐待の背景を特定し、調査することを怠っているということの意味している。¹⁰⁰

インターネット上で虐待または搾取されてきた子どもたちのためのリハビリテーションやセラピー治療サービスの概観を得るため、当調査の一部として、その分野の専門知識を持った専門家や研究者によるアドホック調査が行われた。¹⁰¹ 回答は、オーストラリア、バーレーン、デンマーク、ドイツ、アイスランド、インド、ラトビア、ロシア、南アフリカ、英国など、参加を依頼した20か国中10か国から得られ、その結果は次の通りである。

●警察とソーシャル・ワーカーの各々に明確なガイダンスがある国もあれば、警察だけにしかガイダンスがない国もある。また、既存のガイダンスは厳格に守られておらず、更新されずに古いままの国もある。

●心的外傷を負っている子どもたちの回復を支援するセンターのスタッフは、そのような事例に対応していく自信がないと報告している。

●国/地域の警察やソーシャル・ワーカーが連携している例を挙げられる国は6か国であった。こ

の例には過去において行われてきた特定の捜査や、ホットラインなど現在行われているサービスの提供が含まれる。

●調査を行った10か国中9か国は子どもに対するインターネット媒介の犯罪の件数や本質を記録するためのシステムを国レベルで持っていなかった。いくつかの国においては、ヘルプラインやCEOP、特別リカバリーサービスなどからわずかな情報が入ってくる。しかし、アイスランドは例外である。アイスランドには子どもの保護に関する紹介を適切な分野に伝達する、中心的役割を果たす機能が1つある。それはキンダーハウス(子どもの家)と呼ばれ、国内の被害に遭った子どもたちにあらゆるサービスを提供し、警察やソーシャル・ワーカー、弁護士、カウンセラーなどとの連携で取り組む、幅広い専門分野にわたるモデルを運営している。

●4か国は、国際的な捜査について自分の国で共同作業を行っている例はないと答えた。追加回答をした1か国は、「わからない」と答え、残る5か国は、数か月間、多数の国が関与する複雑な国際捜査が行われた結果、子どもは保護され、犯罪者は有罪判決を受けた、と答えた。

●バーレーンは子どもに対するインターネット犯罪への戦略的対応がほとんど整備されていないが「State of the Nation Review of Internet Safety in 2010」を開催したことを報告した。インターネット上のおとなと子どもの安全性に関する問題の総合的解析を提供することに加えて、インターネット上の子どもの安全への推奨案を策定する。

この調査は範囲が限られていた上、このプロジェクトに特化して実施されたにもかかわらず、各国における対策に多様なパターンが見うけられた。中には優れた成功事例も確かに存在するが、子どもの効果的な保護の達成を目標とするならば、政府と全ての関係機関において、より組織的で調整のとれた体勢で取り組む必要がある。

対策への枠組み

インターネットと関連技術がもたらす主な利点、我々の生活を変える膨大な可能性、そしてそれらが現代社会にとって欠かすことの出来ないものとなり、今や若者社会の不可欠な要素となっていることを認識した上で、当報告書は次の4つの目的に対処する保護対策のための戦略的枠組みを提案する。

1. 子どもたちのエンパワーメント

メディアによるインターネット犯罪に関する報道の多くは、子どもや若者たち、特に女子は、実際

の虐待被害者または被害者となる可能性のある子どもであり、それを支援する児童福祉関係機関はほとんどないと描写する傾向がある。インターネット上の児童虐待描写物には一般に 10 歳以下の子どもが含まれるが、子どもたちの同意または能力の有無は、被害に遭うかどうかということとはほとんど関連がないことが多い。しかし、世界中で実施された調査では、オンライン・グルーミングまたはネットいじめを防止するためには、児童福祉関係機関が非常に重要であることが示されている。

特にオンライン・グルーミングについては、若者たちが社会的、性的に自分自身を定義する上での体験や探求心、関心はすべてリスク要因である。逆に、若者たちの探求指向によって、教育や文化、創造性といったインターネットの多くの利点へのアクセスが可能となる。子どもたちのインターネット上のコミュニケーションへの参加は、潜在的に危険の伴う行為だが、アイデンティティの形成、自己効力感の高揚、若者たちが作る自分だけの社会空間におけるソーシャル・ネットワークの構築において、重要な役割を果たしている。従って、危険性に対し防止的や保護的な対策になりすぎないよう考慮すべきである。

保護対策の策定と実施に子どもや若者たちを積極的に参加させることで、彼らにとって理解できる、効果的な方策となる。インターネット上の活動に関連した危険性の本質について可能な限りの情報を与えることを保証し、被害に遭わないように必要な行動を取る権限を子どもに与え、自分たちの生活における主要なおとなたちが必要なサポートを与える、ということは非常に重要である。子どもや若者たちはどこに助けを求めたらいいのかわかり、かつ自分自身がその援助の重要な源であることを認識する必要がある。彼らには受け入れることの出来ない活動や行動を報告する機会や手段、また適宜カウンセリングが必要であり、被害や虐待にあった時、措置が取られるという確信だけでなく、積極的な主体として尊重されるという確信も必要である。これには以下のことが含まれる。

●子どもに情報を与えることで、子どもは事実に基づいた選択をし、リスクを回避し、必要な時に援助を受け、また援助の手を差し伸べることができるようになる。数多くの国々が子どもとコミュニケーションを取るための革新的な製品を開発しており、背景の異なる国でも適合性がある。例えば、SaferNet Brasil は、学生たちのインターネット上の安全性を高めることを目的として、教育者のために設計された、インターネット上の安全に関する教育用キットを製作した。¹⁰² ベネズエラでは、Manos por la Niñez e Adolescencia(子どもと若者たちのための援助)という子どもの団体が、子どもや思春期の若者、おとな、そしてインターネット・カフェの経営者にインターネット上の安全を啓発している。

●児童虐待に先手を打つために、ホットラインや、虐待の通報機能、オンライン・サポートなど、効果的な通報の仕組みを導入する。いくつかのソーシャル・ネットワーキング・サイトでは、やりと

りしている相手の行為に不安を感じた子どもがホームページ上のアイコンを1回クリックすれば、心配事を相談でき、その後、法執行機関にも連絡が取れるようになっている。

●ICTに伴う利点とリスクや、子どもや若者たちが安全を守るために取ることのできる方策、援助に役立つ様々な資源、自分の子どもとの会話や約束の重要性などについて両親に教えるプログラムを通して、親の子どもを守る力を強化する。

●子どもたちが遭遇する数々のリスクについて警告を与え、警告サインや兆候の見分け方を教えるなど、子どもに接する専門家たちの能力を育成する。例えば、タイでは、安全なインターネットの使い方に関するデジタル・リテラシーが結果的に教育モジュールとなり、300名以上の教師のトレーニング用に使用された。その後、この教師たちは、7万人以上の子どもたちに安全性について指導した。¹⁰³

●子どもたちをキャンペーン運動員や擁護者として一緒に参加させ、彼ら独自の见解や体験を利用して、より効果的な保護対策の開発を知らしめる。ベニン、ガンビア、ケニア、モザンビーク、ナイジェリア、南アフリカ、トーゴにおいては、国際NGO ECPATの支援を受け、若者たちがインターネット上の子どもより強固な保護を確保するため、インターネット環境に伴うリスクや、各国政府およびICTプロバイダの責務に関し、国民意識を高めるキャンペーンを行った。¹⁰⁴

●サイバースペースを含む、学校での暴力といじめへの断固とした姿勢を推進し、生徒間の受容性、尊重、礼儀という原則を基にした教育対策を講じるといったイニシアチブの構築を通じてネットいじめに対処する。¹⁰⁵ 例えば、クロアチアでは、ネットいじめに立ち向かう国家キャンペーンを行ったところ、暴力の減少など学校における著しい変化が見られた。

2. 児童虐待者に刑罰を負わせる

児童虐待者たちは、児童を搾取・虐待することによって告発を受けたり社会的な非難を浴びたりするリスクがなく、罰せられることはないと確信している限り、その行為を続けるであろう。よって、オンラインとオフラインが融合した環境において、そのような行為を続ける人々が刑罰を免れることがないようにすることが肝要である。インターネット上の児童の性的虐待や搾取は世界的な問題で、これに効果的に対処するには、国家、地域、世界全体といったあらゆるレベルで協調的な行動をするほかにない。こうした取り組みがなければ、児童に危害を加える者たちは、児童に対する保護が手薄で、加害者たちの観点から搾取を実行しやすく、発覚したり、告発されたりする可能性が最も低い国々に矛先を向けるおそれがある。そこで、あらゆる法域にわたって共通のアプローチを築くことが重要である。それによって違法化や刑罰に一貫性を持たせることが可能となり、この問題に対する社会の意識を高め、被害児童を支援することができるサービスを増や

し、国内および国際レベルで総合的な法的措置への取り組みを改善することができるようになるからである。¹⁰⁶

世界中の管轄区域における現行の法的枠組みには大きな相違があることから、子どもをインターネット上の児童虐待から守り、虐待者を起訴することは容易ではない。融合したオンライン/オフライン環境において子どもを保護する法律の起草は複雑である。地球規模の一貫した取り組みの確立は一層困難さが増す。児童虐待者が児童虐待行為に際して抱く「リスク少なく得るものは多い」との認識を打ち砕き、彼らを刑罰化する環境を築くためには包括的アプローチが必要である。そのようなアプローチは、子どもの権利の不可分な本質を確保することを求めなくてはならず、かつ関連する国際基準を実施し、各国政府間の連携とコミュニケーションを促進し、地球規模でなくてはならない。

児童虐待者に刑罰を科すために必要な、法案や法的措置の枠組みを確立するうえで欠かせない構成要素として提案される主なアプローチには、次のようなものがある。

●子どもや性的同意についての定義、また何が児童ポルノや児童虐待描写物と見なされるかについての定義を明確に示す、効果的な国家法令の導入。児童虐待描写物の所持、ダウンロードあるいは作成、オンライン・グルーミング、接触のない性的虐待および未遂を含む、おとなによる児童の性的搾取の犯罪化。効果的な制裁および刑罰。管轄権と身柄引き渡しに関する課題への対策。

●社会福祉機関や児童保護機関などとの緊密な連携、秘密工作および被害者の身元確認など、幅広い法執行戦略の採用。ソーシャル・ワーカー、教師、心理学者などは、適切な取り調べや面接技術を使って、非常に貴重なガイダンスを提供することができ、また警察が犯罪者の起訴手続き中に虐待被害児童の保護に焦点を明確に合わせられるよう支援することができる。オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、英国、米国などいくつかの国々は、Virtual Global Taskforce という組織の一部として連携し、インターネット上の子どもの性的搾取や性的虐待に主眼を置いた専門家部隊を導入して、さまざまな事例において専門家たちが協働することを可能にしている。

●児童性的虐待者を追跡し、このような形態の犯罪のルートを断つためインターネット・サービス・プロバイダ (ISP)、オンライン決済サービス事業者や他の民間セクターの利害関係者と連携する。この例としては、全米行方不明・搾取被害児童センターによって設立され、銀行や他の金融機関の支援を受けている Financial Coalition against Child Pornography (児童ポルノに反対する金融連合) や、当初、CEOP (児童搾取対策オンライン保護センター) が主導し、特に MasterCard と Visa の支援を受けていた、European Financial Coalition against Commercial Sexual Exploitation of Children Online (インターネット上の子どもの商業的性的搾取に反対す

る欧州金融連合)がある。2009 年には、米国の金融連合がシンガポールを拠点に銀行や金融機関を集め、アジア・イニシアチブを設立。また、Microsoft もインターネット上の子どもの性的搾取を根絶させるためのイニシアチブの策定を目的として、さまざまな国々の法執行機関や ISP とパートナーシップを結んだ。

●効果的な報告は、報告時に適切に対応することのできるサービスの質に左右されるということ念頭に置いた上で、被虐待の疑いのある子どもたちに接する専門家による報告義務を検討する。¹⁰⁷ 報告義務は、職務上、子どもの性的虐待の証拠を発見する可能性のある他の人々を加えて、拡張することは可能である (ICT 専門家、写真の現像者、コンピュータ・サービス会社など)。

108

●国際レベルでの法執行機関の連携、および犯罪事例の証拠収集や国境を越えた警察部隊間のデータの交換を容易にするツールの開発。例えば、INTERPOL は複数の加盟国により、「Green Notice (国際防犯手配書)」という効果的な法執行ツールを使用して大規模な捜査を連携させる。このツールは、他国でも同じ犯罪を繰り返す可能性のある犯罪者たちに注意するよう、国際法執行機関に対し警告を与えるものである。¹⁰⁹

●インターネット上の性犯罪に巻き込まれた子どもたちが刑事責任を負わされないことがないことを保証する。従順な被害者であろうと、非協力的な証人であろうと、子どもたちは被害者として認識されるべきである。18 歳未満の子どもがインターネット上の性的虐待または性的ハラスメントに関与し、その子どもの行為が違法であるみなされた場合、各国の対応は国際基準に沿い、刑事司法制度ではなく、児童保護制度と連携した少年司法制度を通じて行われなくてはならない。

110

3. 有害サイトの利用や有害情報へのアクセスを削減する

第一の目標はオンライン/オフラインでの児童の性的搾取や性的虐待の撲滅であるが、実際問題として、膨大な数の児童虐待描写物はこの先もインターネット上で流通し続け、近い将来の間はそのままネット上に残されるだろう。児童を虐待する可能性のある人物やインターネット接続中に有害サイトに遭遇する可能性のある子どもたちのアクセスを制限するだけでなく、画像の製造、保存、および流通される数を減らすための戦略が必要である。児童虐待描写物が存在し続けると、子どもの性的搾取をさらに助長し、児童虐待者の数を増加させ、その結果、子どもは繰り返し無限に虐待被害に遭うことになる。そのような画像は速やかに撤去し、さらなる流通を妨げ、商業的サイトへのアクセスをブロックし、また利用やアクセスを制限する仕組みを導入することを確実に実行するよう最大の努力を行うことで、子どもの最善の利益を確保しなくてはならない。

子どもの中には、探究心や、自分たちの行動が社会的そして本質的にどのような意味を持つのか、テクノロジーが結果として何をもたらすのかについての認識の欠如や、自分たちにコントロール可能だという誤った思い込みと自分は大丈夫だという過信などから、どんなに事実に基づく情報が与えられても、今後も危険な行為を続ける者もいるだろう。

当報告書で先に述べたように、ICT 業界にはリスク削減に関して重要な責任がある。関与した企業によるリーダーシップが不可欠である一方、協調行動もまた欠かすことができない。児童虐待描写物を使用できないようにし、被害を減らすためには、政府が、ISP やソーシャル・ネットワーキング・サイト、インターネット・カフェ経営者、およびサイト・ホスティング・サービスなど民間セクターと緊密な連携を行うことが必要である。官民共同の取り組みには次のものを含めるべきである。

●行動規範と自主規制制度の策定。この仕組みによって企業は、自発的かつ拘束力を持たないベスト・プラクティス(成功事例)を経営者と従業員の指針として採用することを通して、自らが人権基準を満たしていると示すことができる。企業は、利益、広報活動、および人権を相互に拮抗するものと考えることがあるため、行動規範の起草には困難が伴う。英国の過去の事例は、誰から見ても明らかに独立した効果的な監視行動の手段と結びついていない行動規範は、国民の信頼を得られないということを示唆している。¹¹¹ 多国籍企業が自分たちを監視、あるいは下請け業者によって監視されたら、利益の対立が生じる可能性がある。独立した第三者による監視がなければ、企業にとって規範に概説されている規約を順守することには真のインセンティブはほとんどないだろう。

●地方レベルでは、インターネット・カフェにおける行動規範を促進し、インターネット・カフェを利用している子どもたちが不適切なサイトや児童虐待製造物または虐待行為にさらされないように、経営者に対策を講じるよう後押しする。そして児童保護を怠った店舗は法的責任を確実に問われるようにする。

●児童虐待描写物を含むウェブサイトをブロックして、児童を虐待する可能性のある人物によるアクセスを拒絶する。ブロッキングはより広い検閲に使用されかねないとする懸念を引き起こすから賛否両論がある。ブロッキングが使用された場合、違法製造物が発信源から削除されるまでは、ブロッキングは続けられなければならない。¹¹² ブロッキング・ツールは必ずしも常に効果的であるとは考えられてはいないが(画像は履歴に残り、インターネット上のブロッキングの網の目の小さな穴をかいくぐる例も増えており、また、違法コンテンツはあらゆる国々でホストされる可能性がある)、それでも、児童虐待描写物を対象とするブロッキング対策が必要とされる場合がある。

●児童虐待描写物をインターネットから完全に除去するために、サイトを削除する。これは一般に「Notice and Takedown」(通知と削除)と呼ばれる。¹¹³ 児童虐待描写物の掲載されているサイトまたはコンテンツが特定され、通報された場合、そのサイトをホストしている ISP はその違法製造物を除去するよう通告される。対象となる製造物の膨大な量を考えると、こうしたサイト上の児童虐待活動を低減していくことは容易ではないが、「Notice and Take-down」は EU をはじめ、いくつかの国々で効果が証明されてきている。¹¹⁴ しかし、多くの法域で児童虐待描写物が違法であるという事実にもかかわらず(違法であることが効果的な削除を促進すると思われるかもしれないが)実際は、そのような描写物の削除は、他の違法なインターネット活動よりも対応されるスピードが遅い。¹¹⁵ その問題の一部は警察の人員不足にあり、サイトの削除など防止対策よりも犯罪者の追跡を優先していることはよくあることだ。

●次に、利用しやすく、選択可能で強固なセキュリティ対策をチャット・ルームまたは SNS のような相互交流フォーラムに組み込み、安全性の初期設定はオプトインではなくオプトアウトであることを確保するなど、より幅広い児童保護対策も明らかに必要とされている。

●フィルターやその他のタイプの親のための監視用ソフトウェアを使用すれば、子どものインターネット・アクセスの管理やサポートが可能となる。しかし、その有用性にもかかわらず、自分のコンピュータ上にフィルタリング・ソフトウェアを実際に起動させている親は半数を少し上回る程度である。¹¹⁶ そのようなソフトは自動的に起動するものと思っている親もいれば、子どもは親のコントロールからすり抜けることができると思い込んでいる親もいる。例えば、Hong Kong Council of Social Service(香港社会福祉協議会)は、無料のフィルタリング・サービスを提供し、親にその使い方を教えることで、インターネット上のフィルタリング・サービスとソフトウェアの効果的な使用方法に対する認識を高めようとしている。ウェブ・ブラウザを「Safe Search(安全検索)」に確実に設定するなど、簡易な対策でも子どもにさらなる保護を提供するが、その導入方法を知る親はほとんどいない。検索エンジングループにとっての課題は、初期設定で全てのブラウザ上に「Safe Search」をインストールさせるか、あるいは全てのコンピュータ、特に子どもが使うコンピュータ上にそれを起動させる方法をもっとわかりやすくするか決断することである。

4. 被害児童の回復と社会復帰を支援する

子どもの性的虐待や性的搾取の防止を目的として導入された法規・政策・および児童保護の制度にもかかわらず、実際には、既に被害に遭った子どもも、常に進化しているサイバースペースの世界とオフライン環境との接点で今後被害に遭うであろう子どももいる。こうした背景において、影響を最小限にとどめ、子どもたちの回復とリハビリを支援するための効果的な戦略に関する有効な調査はまだ始まったばかりである。今まで調査はもっぱら先進工業国を対象としているものの、子どもたちに必要な心理的支援に求められる重要な方策の見極めを開始するための、イン

ターネット上の虐待の影響に関する知識と、子どものオフラインでの行動との関連性についての知識は十分にある。児童虐待の道筋は特異である一方で、優れた取り組みを行うためには専門家によるサービスを開始するのではなく、児童虐待をもっと広く取り扱うような子どもの回復システムに、インターネットの特質も組み込むことが求められるだろう。これには次のものが含まれる。

●信頼関係の構築に取り組み、子どもたちが自分の体験を理解するために支援と援助を行う、虐待を受けた子どもたちのための治療支援。オンライン・グルーミングの被害に遭った子どもたちの中には、児童虐待を行うおとなに「騙されて」インターネット上の関係を結ばされたため、忸怩たる思いを抱いている子どももいる。また、自分自身は自主性があり自己制御ができるとしており、支援の必要のある被害者とは自覚していない子どももいる。¹¹⁷ オンライン・グルーミングによる虐待を受けた子どもの多くはジレンマに陥っている。そのような子どもたちはインターネット上では自分はおとなと同じように行動していると思っているが、オフラインでは子ども/若者としての役割を続けているのだ。¹¹⁸ 親への援助も、子どものインターネット上の経験を理解し、子どもをサポートしていくために必要である。

●インターネット上の児童虐待の事実を明るみ出すことによって子どもや若者たちがしばしば経験する深刻な問題を考慮した、子どもに配慮した犯罪捜査中の証拠開示手続き。例えば、取り調べは適切な時間とペースで行い、何度も証言させられるのを防止するために取り調べを録音し、その子どもが虐待を受けている間否定され続けていた、主体性とコントロール感を取り戻す手助けとなるよう考慮する必要がある。虐待を受けた子どもを、取り調べ過程で受ける更なる心的外傷から保護する必要性への対応において、カナダ、アイスランド、英国、および米国などの国々ではワンストップ・センターを採用している。そのようなセンターでは法執行、精神衛生、被害者擁護、およびヘルスケアの分野の訓練を受けた専門家たちが法医学に関する情報を収集したり、虐待被害児童が再び心的外傷を受けないよう協働している。¹¹⁹

●裁判で苦難を経験した場合、報告聴取やカウンセリングを行う他、プロセスや事態の推移における自分の役割、またどんなサポートが受けられるのか、どのように機密が守られるのか、などについて子どもたちが確実に理解できるように、裁判の準備を行う。¹²⁰

●インターネット上に性的虐待行為を掲示した若者の取り扱い。これはオフラインで性的な有害行為を行う者に対する処置と根本的には同じ手法であるべきだ。と同時に、その若者を多面から見て総合的に判断すること、リハビリテーションとカウンセリングを通して効果的に介入すること、子どもの成長や生きがいについて評価すること、両親が一連のプロセスに関わっていくことが、手法として取り入れられるべきである。

結論

インターネットが世界中の子どもたちの生活に与える強烈な影響は、この先ますます大きくなり、進化していくことだろう。インターネットのアクセスと子どものインターネットの使用は先進工業国が最も高いが、容量の増大やコストの下落とともに、世界におけるウェブ・アクセスの速度向上とブロードバンドの浸透、携帯電話技術の飛躍的な普及は、世界のそれ以外の地域も追いつき始めることを意味している。今後数年以内に、低・中所得国においてこれまでにない劇的な変化が起きることが予想される。

現在、ある特定の児童虐待の多くは先進工業国が発端になっているということが証拠によって示されている。同様に、若者のインターネットと関連技術の使用法やそれによって遭遇するリスクもそのほとんどが同地域から生まれているということが明らかになっている。しかし、その地域ですら大きな知識格差が存在する。例えば、障害がある子どもやネットいじめに遭っている子どもによるインターネットの使用についてや、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの若者たちが直面する問題についてはほとんど情報がない。アフリカにおけるインターネット上のリスクと使用法に関する知識の格差は、アジアや中東の大半の地域と同様に著しく、早急な調査が求められている。

しかし、低・中所得国から得られる、限られた調査結果は、当報告書により提起された問題が世界的に関連性があるか、あるいはそうなるのも時間の問題であるということを示している。例えば、事実上、どの国の子どもたちも SNS をだいたい同じような方法で使っており、オンライン・グルーミングを行う可能性のある人物と相互交流する機会を安易に生み出していることを研究者たちは既に突き止めている。低・中所得国の子どもは自宅からインターネットを利用することは少なく、インターネット・カフェからインターネットに接続する可能性の方が高いが、そこは不適切な画像やオンライン上およびオフラインの勧誘に遭遇する危険性がより高い。親の意識や知識の欠如、困難な経済状態、そして法的枠組みの未整備などは潜在的リスクや被害の可能性をさらに高める。ゆえに、インターネット環境における子どもや若者の保護格差は、低・中所得国の方がより大きく、児童保護全般の格差も既に存在する。

世界的に ICT 利用の進化は難しい節目にある。今のおとなで、子どもの頃 ICT を使ったことがあるのはほんの一握りだが、このツールがまさに相互交流やコミュニケーションの革命を促進したのである。ICT はおそらく、子どもや若者のインターネットや携帯電話、その他の新しい技術の使い方を理解し、共感する、おとなの能力に影響を与えてきた。

これは、子ども、特に思春期の若者の社会的活動が、極めて直接的な親の監視やコントロール下にある社会においては特に言えることである。時とともに状況は変わり、今日、コンピュータに

精通し、ソーシャル・ネットワーキングを行っている若者たち自身も親になる日が来る。彼らは将来インターネットの扱い方を発展させた世代の一部となるので、子どもの搾取や虐待のリスクについての懸念は今よりは少ないと思われる。一方、ICTによって解き放たれた創造性がもつ性質から、革新的な方策を必要とするリスクを生み出す新しい要因が、今後も常に存在するだろう。

インターネットが既に広まっている地域では、ICT は人々が生活を営み、相互に交流する方法を非常に短期間で根本的に変えてしまった。インターネットが拡大中の地域では、こうした変化が現在起きているところである。今後、かなりの変化が起きるとことは我々も認識しているが、それがどんな変化になるのかはまだわからない。サイバースペースは国を超えた関係者、つまり民間セクターや一人一人の個人の社会的役割と責任を浮き彫りにしている。それは、人々の間の障壁を取り除くのに役立ち、相互交流や教育、開発のための下地を作りながら個人と社会を同様に豊かにするが、また同時に犯罪の機会も与えてしまう。子どもはそのジレンマに直面しているのである。より安全なインターネットの構築は子どもや若者たちに固有のものである一方、子どもの保護をインターネット・アクセスの拡大やインターネットがもたらす利益の促進と一体化させることは、政府と民間セクターの責任である。

脚注

- 1 European NGO Alliance for Child Safety Online, 'The Right Click: An agenda for creating a safer and fairer online environment for every child', European NGO Alliance for Child Safety Online, eNACSO, Copenhagen, June 2010, pp. 2, 5, 8, 17, available at: www.enacso.eu/images/stories/Documents/manifesto/afafinal6may.pdf, accessed 22 August 2011.
- 2 Lobe, B., et al. (with members of the EU Kids Online network), *Cross-National Comparison of Risks and Safety on the Internet: Initial analysis from the EU Kids Online survey of European children*, EU Kids Online, London School of Economics and Political Science, London, August 2011, p. 13.
- 3 United Nations General Assembly, Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, John Ruggie, Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework, A/HRC/17/31, United Nations, New York, 21 March 2011, Guiding Principles 11 and 13 (b).
- 4 Livingstone, S., et al., 'Risks and Safety on the Internet: The perspective of European children, Full Findings and policy implications from the *EU Kids Online* survey of 9–16 year olds and their parents in 25 countries', EU Kids Online, London School of Economics and Political Science, London, 2011.
- 5 Livingstone, S. and L. Haddon, *EU Kids Online: Final report*, EU Kids Online, London School of Economics and Political Science, London (EC Safer Internet Plus Programme Deliverable D6.5), June 2009, p. 10. The study covered 21 European countries: Austria, Belgium, Bulgaria, Cyprus, Czech Republic, Denmark, Estonia, France, Germany, Greece, Iceland, Ireland, Italy, Netherlands, Norway, Poland, Portugal, Slovenia, Spain, Sweden and the United Kingdom.
- 6 Carr, J. and Z. Hilton, *Digital Manifesto*, Children's Charities Coalition on Internet Safety, London, 2009, p. 29.
- 7 Carr, J., 'Briefing Note on Child Abuse Images and the Internet', Children's Charities Coalition on Internet Safety, London, July 2010, p. 2.
- 8 Internet Watch Foundation, *Annual and Charity Report 2010*, IWF, London, 2010, p. 1; Quayle, E. and T. Jones, 'Sexualised images of children on the internet', *Sexual Abuse*, vol. 23, no. 1, March 2011, pp. 7–21.
- 9 See, for example: Office of the Federal Ombudsman for Victims of Crime [Canada], *Every Image, Every Child: Internet-facilitated child sexual abuse in Canada*, Department of Justice, Government of Canada, 2009, p. 8, available at: www.victimfirst.gc.ca/pdf/childp-pjuvenile.pdf; Wolok, J., D. Finkelhor and K. J. Mitchell, *Child Pornography Possessors Arrested in Internet-Related Crimes: Findings from the National Juvenile Online Victimization Study*, National Center for Missing and Exploited Children, Alexandria, VA, 2005, available at: www.missingkids.com/en_US/publications/NC144.pdf; Sullivan, C., 'Internet Traders of Child Pornography: Profiling research', New Zealand Department of Internal Affairs, Wellington, 2005; Webb, L., J. Craissati and S. Keen, 'Characteristics of Internet Child Pornography Offenders: A comparison with child molesters', *Sex Abuse*, vol. 19, 16 November 2007, pp. 449–465; Bates A., and C.A. Metcalf, 'A Psychometric Comparison of Internet and Non-Internet Sex Offenders from a Community
- 10 Internet Watch Foundation, *Annual and Charity Report 2010*, IWF, London, 2010, p. 8, available at: www.iwf.org.uk/accountability/annual-reports/2010-annual-report; Internet Watch Foundation, *Annual and Charity Report 2006*, IWF, London, 2006, p. 8, www.enough.org/objects/20070412_iwf_annual_report_2006_web.pdf.
- 11 Internet Watch Foundation, *Annual and Charity Report 2010*, p. 8.
- 12 Baines, Victoria, 'Online Child Sexual Abuse: The law enforcement response – A contribution of ECPAT International to the World Congress III against Sexual Exploitation of Children and Adolescents', ECPAT International, Bangkok, November 2008, p. 2.
- 13 Webster, S., et al., *Scoping Report: European Online Grooming Project*, European Online Grooming Project for the European Commission Safer Internet Plus Programme, London, April 2010, p. 7. The report defines young persons as those aged 16 or younger.
- 14 Mitchell, Kimberly J., et al., 'Use of Social Networking Sites in Online Sex Crimes Against Minors: An examination of national incidence and means of utilization', *Journal of Adolescent Health*, vol. 47, no. 2, August 2010, pp. 183–190.
- 15 Webster, S., et al., *Scoping Report: European Online Grooming Project*, p. 13.
- 16 Ethel Quayle, 'Sexualized Images of Children on the Internet', *Sexual Abuse*, vol. 23, no. 1, March 2011, pp. 7–21.
- 17 Wolak, J., et al., 'Online "Predators" and their Victims: Myths, realities and implications for prevention and treatment', *American Psychologist*, vol. 63, no. 2, February–March 2008, pp. 111–128, available at: www.apa.org/pubs/journals/releases/amp-632111.pdf.
- 18 See, for example: Wolak, J., D. Finkelhor and K. J. Mitchell, *Child Pornography Possessors Arrested in Internet-Related Crimes: Findings from the National Juvenile Online Victimization Study*, National Center for Missing & Exploited Children, Alexandria, VA, 2005, available at: www.missingkids.com/en_US/publications/NC144.pdf;

- Treatment Sample', *Journal of Sexual Aggression*, vol. 13, no. 1, March 2007, pp. 11–20; Baartz, D., 'Australians, the Internet and Technology-Enabled Child Sex Abuse: A statistical profile', Australian Federal Police, Canberra, Australia, 2008; Quayle, E., L. Loof and T. Palmer, 'Child Pornography and Sexual Exploitation of Children Online: A contribution of ECPAT International to the World Congress III against Sexual Exploitation of Children and Adolescents', ECPAT International, Bangkok, November 2008.
- 19 See, for example: Wolak, J., K. Mitchell and D. Finkelhor, 'Unwanted and Wanted Exposure to Online Pornography in a National Sample of Youth Internet Users', *Pediatrics*, vol. 119, no. 2, February 2007, pp. 247–257, available at: <http://pediatrics.aappublications.org/content/119/2/247.full.pdf+html>; Mossige, S., M. Ainsaar and C. Göran Svedin, eds., *The Baltic Sea Regional Study on Adolescents' Sexuality*, NOVA, Norwegian Ministry of Education and Research, Oslo, 2007, p. 37; Soldatova, G., 'Russian School-children as Internet Users: Types and risk groups', Foundation for Internet Development, 1999; Muhammad T., 'Danger for children at Pakistan's cafes', ECPAT newsletter No 48, July 2004, p.5, citing Pakistan Paediatric Association and Save the Children Sweden, *Exposure of children to pornography at Internet cafes of Pakistan*, 2001.
 - 20 See, for example: Liao, Lih Mei, and S. M. Creighton, 'Requests for Cosmetic Genitoplasty: How should healthcare providers respond?', *BMJ*, vol. 334, no. 7603, 24 May 2007, pp. 1090–1092; and Braun, V. and L. Tiefer, 'The "Designer Vagina" and the Pathologisation of Female Genital Diversity: Interventions for change', *Radical Psychology*, vol. 8, no. 1, 2010, n.d.
 - 21 See, for example: Lo, Ven-Hwei, and Ran Wei, 'Exposure to Internet Pornography and Taiwanese Adolescents' Sexual Attitudes and Behaviour', *Journal of Broadcasting & Electronic Media*, vol. 49, no. 2, June 2005, pp. 221–237; Livingstone, S., et al., *Risks and safety on the internet, Full findings*, 2011; CWIN Nepal, 'Protecting Children in Cyberspace', Kathmandu, 2009, available at: www.nta.gov.np/articleimages/file/Protecting%20Children%20in%20Cyberspace%20WTIS.pdf, accessed 21 August 2011; Rauniar, Deepak, 'Cyber Cafes of Nepal: Passage to cyber crime?', South Asia Partnership International and Bellanet Asia, Lalitpur, Nepal, March 2007; Chetty, Iyavar, and Antoinette Basson, 'Report on Internet Usage and the Exposure of Pornography to Learners in South African Schools', Film and Publication Board, Houghton, South Africa, November 2008.
 - 22 See, for example: Cross, D., et al., Australian Covert Bullying Prevalence Study (ACBPS), Child Health Promotion Research Centre, Edith Cowan University, Perth, Australia; Livingstone, S., et al., *Risks and safety on the internet, Full findings 2011*; SaferNet Brasil Surveys 2009, available at: www.safernet.org.br/site/prevencao/pesquisas; Davidson, Julia, *State of the Nation Review of Internet Safety 2010*, Telecommunications Regulatory Authority, Kingdom of Bahrain, Manama, 2010; Shariff, Shaheen, *Cyber-Bullying: Issues and solutions for the school, the classroom and the home*, Routledge, London and New York, 2008; National Children's Home and Tesco Mobile, 'Putting U in the Picture: Mobile bullying survey 2005', NCH, n.d.
 - 23 See, for example: Shariff, S., *Cyber-Bullying: Issues and solutions for the school, the classroom and the home*, Routledge, London and New York, 2008.
 - 24 Livingstone, S., et al., *Risks and safety on the internet, Full findings 2011*.
 - 25 See: Sharif, Shaheen, *Cyber-Bullying*.
 - 26 See, for example: Keith, Susan, and Michelle E. Martin, 'Cyber-Bullying; Creating a culture of respect in a cyber world', *Reclaiming Children and Youth*, vol. 13, no. 4, Winter 2005, pp. 224–228; and Sharif, Shaheen, *Cyber-Bullying*.
 - 27 Raskauskas, Juliana, and Ann D. Stoltz, 'Involvement in Traditional and Electronic Bullying among Adolescents', *Developmental Psychology*, vol. 43, no. 3, May 2007, pp. 564–575.
 - 28 See, for example: Hasebrink, U., et al., *Patterns of risk and safety online: In-depth analyses from the EU Kids Online survey of 9-16-year olds and their parents in 25 countries*, London School of Economics and Political Science, London: EU Kids Online, August 2011, pp. 7, 22, 31.
 - 29 International Telecommunication Union, 'Use of Information and Communication Technology by the World's Children and Youth: A statistical compilation', ITU, Geneva, June 2008; Lenhart, A., et al., 'Social Media & Mobile Internet Use Among Teens and Young Adults', Pew Internet & American Life Project, Washington, D.C., 2010.
 - 30 Livingstone, S. and L. Haddon, *EU Kids Online: Final report 2009*, p. 5.
 - 31 Livingstone, S., et al, *Risks and Safety on the Internet, Full findings*, p. 31.
 - 32 International Telecommunication Union, 'Use of Information and Communication Technology by the World's Children and Youth'; Livingstone, S. and L. Haddon, *EU Kids Online: Final report 2009*.
 - 33 Safer Internet Programme, *Eurobarometer, Towards a safer use of the Internet for children in the EU – A parents' perspective*, Eurobarometer, European Commission, Brussels, December 2008, p. 13.
 - 34 Livingstone, S., et al., *Risks and Safety on the Internet, Full findings*, p. 26.
 - 35 Davidson, J. and E. Martellozzo, *State of the Nation Review of Internet Safety 2010*, Telecommunications Regulatory Authority, Kingdom of Bahrain, Manama, 2010, available at: www.tra.org.bh/en/pdf/SafeSurf_TRA_Report.pdf, accessed 7 September 2011.
 - 36 Chetty, Iyavar, and Antoinette Basson, 'Report on Internet Usage and the Exposure of Pornography to Learners in South African Schools', Film and Publication Board, Houghton, South Africa, November 2006, p. 23.
 - 37 Center of Studies on Information and Communication Technologies, 'Survey on the Use of Information and Communication Technologies in Brazil 2009', CETIC.br, Brazil Internet Steering Committee, São Paulo, 2010, p. 227, available at: www.cetic.br/english/. This percentage includes individuals who declared having accessed the Internet at least once in their lives from any location.

- 38 ITU, 'Use of Information and Communication Technology by the World's Children and Youth', pp. 29, 41.
- 39 Symantec, 'Norton Online Living Report 09', Mountain View, CA, 2009, pp. intro, 4, 13, 14. The countries surveyed were Australia, Brazil, Canada, China, France, Germany, India, Italy, Japan, Sweden, the United Kingdom and the United States; the survey is available at: www.protegiendoles.org/documentacion/estante4/NOLR_Report_09.pdf, accessed 19 August 2011.
- 40 International Telecommunication Union, 'The World in 2010: ICT facts and figures', ITU, Geneva, 2010, pp. 4–5; available at: www.itu.int/ITU-D/ict/material/FactsFigures2010.pdf, accessed 26 August 2011.
- 41 Center of Studies on Information and Communication Technologies, 'Survey on the Use of Information and Communication Technologies in Brazil 2009', CETIC.br, 2009; pp. 54, 133, 239.; Center of Studies on Information and Communication Technologies, 'Survey on the Use of Information and Communication Technologies in Brazil 2008', CETIC.br, 2008; p. 228; Center of Studies on Information and Communication Technologies, 'Survey on the Use of Information and Communication Technologies in Brazil 2006', CETIC.br, 2006, p. 113.
- 42 Data provided by the Japanese Delegation to the OECD, Organisation for Economic Co-operation and Development, *The Protection of Children Online: Risks faced by children online and policies to protect them*, OECD Digital Economy Papers, No. 179, OECD Publishing, Paris, May 2011, p. 10; and Eurobarometer 2008, annex tables and survey details, Towards a safer use of the Internet for children in the EU – A parents' perspective, analytical report, table 21b, p. 112.
- 43 ITU, *Use of Information and Communication Technology by the World's Children and Youth*, 2008, p. 33. Chapter 5, p. 19 of the report includes the following classifications: *Children* refers to individuals in the age group 5–14 or younger; and *Youth* refers to individuals in the age group 15–24.
- 44 Lenhart, A., et al., 'Social Media & Mobile Internet Use Among Teens and Young Adults', Pew Internet & American Life Project, Washington, D.C., 2010, available at: <http://pewresearch.org/pubs/1484/social-media-mobile-internet-use-teens-millennials-fewer-blog>, accessed 9 June 2011.
- 45 Livingstone, S., et al., *Risks and Safety on the Internet, Full findings*, p. 5, available at: www2.cnrs.fr/sites/en/fichier/rapport_english.pdf, accessed 12 October 2011.
- 46 Socialbakers.com, 'India Facebook Statistics, Penetration, Demography', Socialbakers Ltd., www.socialbakers.com/facebook-statistics/india#chart-intervals, accessed on 12 October 2011.
- 47 Socialbakers.com, 'Brazil Facebook Statistics', Socialbakers Ltd., www.socialbakers.com/facebook-statistics/brazil, accessed on 12 October 2011.
- 48 Byron, T., *Safer Children in a Digital World: The Report of the Byron Review*, Department for Children, Schools and Families, Annesley, UK, March 2008, available at: <http://media.education.gov.uk/assets/files/pdf/s/safer%20children%20in%20a%20digital%20world%20the%202008%20byron%20review.pdf>.
- 49 See, for example: Davidson, J., E. Martellozzo and M. Lorenz, 'Evaluation of CEOP ThinkUKnow Internet Safety Programme and Exploration of Young People's Internet Safety Knowledge', Centre for Abuse & Trauma Studies, Kingston University, London, July 2009, available at: <http://cats-rp.org.uk/pdf%20files/Internet%20safety%20report%204-2010.pdf>, accessed 21 August 2011; Davidson, J. C. and E. Martellozzo, 'Educating children about sexual abuse and evaluating the Metropolitan police safer surfing programme', Project Report, Metropolitan Police, London, 2004; Donath, J., and d. boyd, 'Public displays of connection', *BT Technology Journal*, vol. 22, no. 4, October 2004, pp. 71–82, available at: www.danah.org/papers/PublicDisplays.pdf; and Child Exploitation and Online Protection Centre, 'Understanding Online Social Network Services and Risks to Youth: Stakeholder perspectives – A preliminary report on the findings of the CEOP Centre's social network seminar series', Child Exploitation and Online Protection Centre, London, 2006.
- 50 Donath, J., and d. boyd, 'Public displays of connection'.
- 51 See, for example: Davidson, J., E. Martellozzo and M. Lorenz, 'Evaluation of CEOP ThinkUKnow Internet Safety Programme; International Youth Advisory Congress (A CEOP led VGT initiative), 'IYAC Children and Young Persons' Global Online Charter Supplementary Document', Child Exploitation and Online Protection (CEOP) Centre, London, 2008.
- 52 Lobe, B., et al. (with members of the EU Kids Online network), *Cross-National Comparison of Risks and Safety on the internet: Initial analysis from the EU Kids Online survey*.
- 53 See, for example: SaferNet Brasil Surveys, 2009; and Davidson, J., *State of the Nation Review of Internet Safety 2010*, p. 4.
- 54 See, for example: van der Gaag, Nikki, *Because I Am a Girl: The State of the World's Girls 2010 – Digital and urban frontiers: Girls in a changing landscape*, Plan International, Brussels, 2010, available at: <http://plan-international.org/girls/resources/digital-and-urban-frontiers-2010.php>, accessed 27 August 2011; SaferNet Brasil Surveys, 2009; Lenhart, A., et al., 'Social Media & Mobile Internet Use Among Teens and Young Adults', Pew Internet & American Life Project, Washington, D.C., 2010, p. 8; CWIN Nepal, 'Protecting Children in Cyberspace'.
- 55 See: Lenhart, A., 'Teens and Sexting: How and why minor teens are sending sexually suggestive nude or nearly nude images via text messaging', Pew Internet & American Life Project, Washington, D.C., 15 December 2009, available at www.pewinternet.org/~media/Files/Reports/2009/PIP_Teens_and_Sexting.pdf.
- 56 Lenhart, A., *Teens and Sexting, and SaferNet Brasil Surveys*, 2009.
- 57 Ybarra, M. L., and K. J. Mitchell, 'How Risky Are Social Networking Sites?: A comparison of places online where youth sexual solicitation and harassment occurs', *Pediatrics*, vol. 121, no. 2, 1 February 2008, pp. e350–e357; available at: <http://pediatrics.aappublications.org/content/121/2/e350>.

- full, accessed 26 August 2011; Ybarra, M. L., et al., 'Internet Prevention Messages: Targeting the right online behaviors', *Archives of Pediatric and Adolescent Medicine*, vol. 161, no. 2, February 2007, pp. 138–145, available at: <http://archpedi.ama-assn.org/cgi/content/full/161/2/138>.
- 58 Optem, 'Safer Internet for Children: Qualitative study in 29 European countries – Summary report', Eurobarometer, Brussels, May 2007, available at: http://ec.europa.eu/public_opinion/archives/quali/ql_safer_internet_summary.pdf.
- 59 Ybarra, M. L., et al., 'Internet Prevention Messages', pp. 138–145.
- 60 See, for example: UNICEF Regional Office for West and Central Africa, 'Promoting Synergies between Child Protection and Social Protection: West and Central Africa', Overseas Development Institute and United Nations Children's Fund, London and Dakar, 2009, available at: www.odl.org.uk/resources/details.asp?id=3477&title=child-protection-social-protection-west-central-africa.
- 61 Mitchell K. J., D. Finkelhor and J. Wolak, 'Risk factors for and impact of online sexual solicitation of youth', *The Journal of the American Medical Association*, vol. 285, no. 23, 20 June 2001, pp. 3011–3014; Dawes, A. and A. Govender, 'The Use of Children in Pornography in South Africa', Human Sciences Research Council, Pretoria, 2007, available at: www.hsra.ac.za/Research_Project-796.phtml.
- 62 Livingstone, S., 'e-Youth: (Future) policy implications – Reflections on online risk, harm and vulnerability', Presentation at 'e-Youth: balancing between opportunities and risks' (26–28 May 2010, Antwerp, Belgium), London School of Economics Research Online, London, June 2010, available at: <http://eprints.lse.ac.uk/27849/>.
- 63 van der Gaag, Nikki, *Because I Am a Girl: The State of the World's Girls 2010*.
- 64 van der Gaag, Nikki, *Because I Am a Girl: The State of the World's Girls 2010*; Bawagan, Aleli, and Anjanette Saguisag, 'The Role of the Private Sector, particularly ISPs and Internet Cafe Owners, as Active Partners in Protecting Children from Sexual Abuse and Exploitation in the Philippines: An on-going case study by UNICEF Philippines', UNICEF, Makati City, Philippines, n.d., available at: www.unicef-irc.org/files/documents/d-3600-Working-with-internet-ser.pdf, accessed 21 August 2011; Plan India, 'Girls in a Changing Landscape: Urban and digital frontiers – The state of the girl child in India 2010', New Delhi, September 2010.
- 65 See, for example: Long Island Network of Community Services/BiasHELP, 'STOPtechNOBullying: LGBTQ – Lesbian, gay, bisexual, transgender and questioning youth', Hauppauge, New York, 2011, available at: <http://stoptechnobullying.org/lgbtq.php>, accessed 22 August 2011; and Shariff, Shaheen, *Cyber-Bullying*.
- 66 'Understanding social networking services and risks to youth, Stakeholder perspectives', a preliminary report on the findings of the CEOP centre's social network seminar series, Child Exploitation and Online Protection Centre, London, 2006; SaferNet Brasil Surveys 2009, available at: www.safernet.org.br/site/prevencao/pesquisas
- 67 Child Exploitation and Online Protection Centre, 'Understanding Social Networking Services and Risks to Youth: Stakeholder perspectives – A preliminary report on the findings of the CEOP Centre's Social Network Seminar Series', CEOP, London, 2006, available at: www.ceop.police.uk/Documents/socialnetwork_serv_report_221206.pdf.
- 68 'Staying Safe Survey 2009: Young people and parents' attitudes around Internet safety', Department for Children, Schools and Families, Government of the United Kingdom, Runcorn, UK, December 2009; Livingstone, S. and L. Haddon, *EU Kids Online: Final report*.
- 69 Livingstone, S. and L. Haddon, *EU Kids Online: Final report*.
- 70 See, for example: Davidson, J., *State of the Nation Review of Internet Safety 2010*; Staksrud, E. and S. Livingstone, 'Children and Online Risk: Powerless victims or resourceful participants?', *Information, Communication & Society*, vol. 12, no. 3, 2009, pp. 364–387; Gallup Organisation, 'Towards a Safer Use of the Internet for Children in the EU' (Eurobarometer), http://ec.europa.eu/public_opinion/flash/fl_248_en.pdf.
- 71 'Staying Safe Survey 2009: Young people and parents' attitudes around Internet safety'; and Livingstone, S. and L. Haddon, *EU Kids Online: Final report*.
- 72 Cho, Chang-Hoan and Hongsik John Cheon, 'Children's Exposure to Negative Internet Content: Effects of family context', *Journal of Broadcasting & Electronic Media*, 1 December 2005, pp. 488–509.
- 73 See: Staksrud, E. and S. Livingstone, 'Children and Online Risk'.
- 74 See, for example: Voices of Youth, 'Survey on Internet Use, 2010' (internal document), United Nations Children's Fund, New York; van der Gaag, Nikki, *Because I Am a Girl: The State of the World's Girls 2010*.
- 75 See: Davidson, J., E. Martellozzo and M. Lorenz, 'Evaluation of CEOP ThinkUKnow Internet Safety Programme and Exploration of Young People's Internet Safety Knowledge'.
- 76 Livingstone, S., et al., *Risks and safety on the internet, Full findings 2011*.
- 77 For a comprehensive overview of legal frameworks, see: Newell, P., 'Legal Frameworks for Combating Sexual Exploitation of Children', UNICEF Innocenti Research Centre, Florence, 2008.
- 78 Third World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children, 'The Rio de Janeiro Declaration and Call for Action to Prevent and Stop Sexual Exploitation of Children and Adolescents', 2008, p. 6, available at: www.ecpat.net/WorldCongressIII/PDF/Outcome/WCIII_Outcome_Document_Final.pdf, accessed 7 September 2011.
- 79 United Nations, Report of the independent expert for the United Nations study on violence against children, A/61/299, United Nations General Assembly, New York, 29 August 2006, p. 32, para. 114 (j).
- 80 International Centre for Missing & Exploited Children, 'Child Pornography: Model legislation & global review', 6th ed., ICMEC, Alexandria, VA, 2010. Information available at: www.icmec.org/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en_X1&PagelD=4346, accessed 22 September 2011.

- 81 European Commission, 'Proposal for a Directive on Combating Sexual Abuse, Sexual Exploitation of Children and Child Pornography, repealing Framework Decision 2004/68/JHA', European Commission, Brussels, 29 March 2010, available at: <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/10/107>.
- 82 European Union, Legislative Acts and Other Instruments – Directive of the Parliament and of the Council on combating the sexual abuse and sexual exploitation of children and child pornography, and replacing Council Framework Decision 2004/68/JHA, European Union, Brussels, 4 November 2011. Also see: Council of the European Union, 'EU takes action to combat sexual abuse of children and child pornography', press release, Council of the European Union, Brussels, 15 November 2011.
- 83 GSMA, *Mobilising Europe's Digital Agenda*, GSMA, London, 2010, www.gsmworld.com/our-work/public-policy/gsma_europe/mobilising/downloads/GSMA_UmbrellaStory_A5Brochure.pdf; GSM World, European Framework (webpage), see: www.gsmworld.com/our-work/public-policy/framework_mobile_use_younger_teenagers_children.htm.
- 84 Donoso, V., *Results of the Assessment of the Implementation of the Safer Social Networking Principles for the EU. Individual Reports of Testing of 14 Social Networking Sites*, European Commission, Safer Internet Programme, Luxembourg, May 2011, available at: http://ec.europa.eu/information_society/activities/social_networking/eu_action/implementation_princip_2011/index_en.htm. Also see: Donoso, V., *Assessment of the implementation of the Safer Social Networking Principles for the EU on 14 websites: Summary report*, European Commission, Safer Internet Programme, Luxembourg, 2010.
- 85 'Memorandum on the Protection of Personal Data and Privacy in Internet Social Networks, Specifically in Regard to Children and Adolescents', 2009, PDF available, in order of language, in Spanish, Portuguese, English and French, www.iijusticia.org/esp_port_eng_fran.pdf, accessed 30 August 2011.
- 86 Gregorio, Carlos, 'Sexual Abuse and Exploitation in the Converged Online/Offline Environment: A point of view from Latin America', unpublished document; InSafe *Annual Report 2010*, InSafe, Brussels, October 2010.
- 87 See, for example: Wall, David S., 'The Internet as a Conduit for Criminal Activity', Chapter 4 in April Pattavina, ed., *Information Technology and the Criminal Justice System*, Sage Publications, Thousand Oaks, CA, 2005, pp. 77–98, available at: http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=740626, accessed 7 September 2011.
- 88 Stephens, Gene, 'Policing the Future: Law enforcement's new challenges', *The Futurist*, March–April 2005, pp. 51–57, www.policefuturists.org/pdf/M-A2005Futurist_Stephens.
- 89 Palmer, T., 'Sexual abuse and exploitation in the converged online/offline environments: Referral services and rehabilitation', (unpublished paper for the UNICEF Innocenti Research Centre).
- 90 See, for example: Palmer, Tink, 'Behind the Screen: Children who are the subjects of abusive images', in Quayle, Ethel and Maxwell Taylor, eds., *Viewing Child Pornography on the Internet: Understanding the offence, managing the offender, helping the victims*, Russell House Publishing, Lyme Regis, UK, 2005; Palmer, T. and L. Stacey, *Just One Click: Sexual abuse of children and young people through the Internet and mobile phone technology*, Barnardo's, Ilford, UK, 2004; Von Weiler, Julia, Annette Haardt-Becker and Simone Schulte, 'Care and Treatment of Child Victims of Child Pornographic Exploitation (CPE) in Germany', *Journal of Sexual Aggression*, vol. 16, no. 2, July 2010, pp. 211–222.
- 91 Palmer, T., 'Sexual Abuse and Exploitation in the Converged Online/Offline Environments: Referral services and rehabilitation', 2010 (unpublished paper prepared for the UNICEF Innocenti Research Centre).
- 92 Quayle, E. L. Loof and T. Palmer, 'Child pornography and exploitation of children online. A contribution of ECPAT International to the World Congress III against Sexual Exploitation of Children and Adolescents', ECPAT International, Bangkok, 2008.
- 93 Microsoft Corporation, *Microsoft 2010 Corporate Citizenship Report*, Microsoft Corporation, Redmond, VA, 2010, p. 47; Cornell University Law School, Legal Information Institute, *Use to combat child pornography of technical elements relating to images reported to the CyberTipline*, U.S. Code, Title 18, Part 1, Chapter 110, No. 2258C, available at: www.law.cornell.edu/uscode/uscode_sec_18_00002258---C000-.html.
- 94 Maalla, N. M. 'Report of the Special Rapporteur on the sale of children, child prostitution and child pornography', A/HRC/12/23, United Nations, New York, 13 July 2009, p. 12; available at <www.unhcr.org/refworld/docid/4ab0d35a2.html>, accessed 1 September 2011.
- 95 Nissenbaum, H., 'The Meaning of Anonymity in an Information Age', *The Information Society*, vol. 15, 1999, pp. 141–144, available at: www.nyu.edu/projects/nissenbaum/paper_anonymity.html, accessed 22 September 2011.
- 96 Farfinski, S., *UK Cybercrime Report*, Garlik, Richmond, UK, n.d., available at www.garlik.com/press/Garlik_UK_Cybercrime_Report.pdf.
- 97 See, for example: Police Commissioners' Conference Electronic Crime Working Party, 'The Virtual Horizon: Meeting the law enforcement challenges – Developing an Australasian law enforcement strategy for dealing with electronic crime', ACPR-RS-134.1, Australasian Centre for Policing Research, Payneham, Australia, 2000.
- 98 Interview with the Child Exploitation and Online Protection Centre, March 2011.
- 99 Von Weiler, J., A. Haardt-Becker and S. Schulte, 'Care and Treatment of Child Victims of Child Pornographic Exploitation (CPE) in Germany', *Journal of Sexual Aggression*, vol. 16, no. 2, July 2010, pp. 211–222. Berggrav, S., Omsorg på nettet: Er det mitt ansvar?, Barnevernets utfordringer i å møte overgrep på internett, Redd Barna (*Care on the Internet: Is it my responsibility? The challenges of the Child Welfare Services in meeting online abuse*, Save the Children Norway), Oslo, 2010.
- 100 Palmer, T., 'Sexual Abuse and Exploitation in the Converged Online/Offline Environments' (unpublished paper prepared for the UNICEF Innocenti Research Centre).

- 101 Survey conducted in September 2010 by Tink Palmer, United Kingdom for the purposes of this paper.
- 102 SaferNet Brasil, 'Nética: Ethics and education for developing cyber-citizenship in Brazil', 2010, <http://files.eun.org/insafe/blog/Netica.doc>, accessed 31 August 2011.
- 103 Child Protection Partnership (CPP) Digital Literacy Initiative, in collaboration with IICRDTrend Microsystems and Certiport Implementation by The Aspire Group Company (TAGC), 2010 (unpublished document).
- 104 Odhiambo, Victoria, 'Youth Mobilization to Promote Codes of Conduct in Internet Cafes in Africa', Presentation for Corporate Engagement in IT Companies Seminar, ECPAT World Congress III, Rio de Janeiro, 27 November 2008; available at: www.ecpat.net/WorldCongressIII/PDF/Publications/T4_WS3c.pdf, accessed 31 August 2011.
- 105 Sharif, S., *Cyber-Bullying*, p. 256.
- 106 International Centre for Missing & Exploited Children, 'Child Pornography: Model legislation & global review'.
- 107 Human Rights Council, 'Joint Report of the Special Rapporteur on the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography, and the Special Representative of the Secretary-General on Violence against Children', A/HRC/16/56, United Nations, New York, 7 March 2011, available at http://srsg.violenceagainstchildren.org/document/a-hrc-16-56_204.
- 108 International Centre for Missing & Exploited Children, 'Child Pornography: Model legislation & global review'.
- 109 International Criminal Police Organization, 'Notices & Diffusions', INTERPOL, Lyon, France, 22 June 2011, available at: www.interpol.int/Public/Notices/default.asp, accessed 2 September 2011.
- 110 United Nations Economic and Social Council, 'Guidelines on Justice Matters involving Child Victims and Witnesses of Crime', Resolution 2005/20, United Nations, New York, 22 July 2005.
- 111 Few of the codes of good practice developed within the United Kingdom under the auspices of the Home Secretary's Task Force on Child Internet Safety had any monitoring provisions attached to them. This approach was expressly rejected in a review conducted in 2008 by Professor Tanya Byron, available at: www.education.gov.uk/ukccis/about/a0076277/the-byron-reviews, and further endorsed by the Bailey Review, www.education.gov.uk/inthenews/inthenews/a0077662/bailey-review-of-the-commercialisation-and-sexualisation-of-childhood-final-report-published.
- 112 Internet Watch Foundation, *2009 Annual and Charity Report*, IWF, Cambridge, UK, 2009, available at: www.iwf.org.uk/assets/media/annual-reports/IWF%202009%20Annual%20and%20Charity%20Report.pdf.
- 113 Moore, T. and R. Clayton, 'The Impact of Incentives on Notice and Take-Down', in *Managing Information Risk and the Economics of Security*, Springer, New York, 2009, pp. 199–223.
- 114 *See, for example*: Using blocking to combat online child abuse images: Questions & Answers, Q3. Can't sites known to contain child abuse images just be taken down, as they are illegal?, European NGO Alliance for Child Safety Online.
- 115 Moore, T. and R. Clayton, 'The Impact of Incentives on Notice and Take-Down'.
- 116 Ofcom's Submission to Safer Children in A Digital World, p. 95.
- 117 Nyman, Anders, *Abused Online*, BUP Elefanten (Child and Adolescent Psychiatric Unit) and the County Council of Östergötland, n.d.; Palmer T., 'Sexual abuse and exploitation in the converged online/offline environments' (unpublished paper prepared for the UNICEF Innocenti Research Centre).
- 118 Palmer T., 'Sexual abuse and exploitation in the converged online/offline environments' (unpublished paper prepared for the UNICEF Innocenti Research Centre).
- 119 *See, for example*: Office of the Federal Ombudsman for Victims of Crime [Canada], *Every Image, Every Child*, p. 30.
- 120 Lansdown, G., Article 12: *The Right of the Child to be Heard: A resource book for governments*, UNICEF/Save the Children/OHCHR, London, forthcoming.

略語一覧

- CEOP Child Exploitation and Online Protection Centre (United Kingdom)
児童搾取対策オンライン保護センター(英国)
- ECPAT End Child Prostitution, Child Pornography and Trafficking of Children for Sexual Purposes (児童買春・児童ポルノおよび性目的の児童人身売買撲滅運動)
- EU European Union 欧州連合
- ICT information and communication technology 情報通信技術
- INTERPOL International Criminal Police Organization 国際刑事警察機構
- IRC Innocenti Research Centre (UNICEF) ユニセフ・イノチェンティ研究所
- ISP Internet service provider インターネット・サービス・プロバイダ
- ITU International Telecommunication Union 国際電気通信連合
- IWF Internet Watch Foundation インターネット監視協会
- LGBT lesbian, gay, bisexual and transgender (people) レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー(の人々)
- OPSC Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of children, child prostitution and child pornography 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書 (略称 児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書)
- SNS social networking site ソーシャル・ネットワーキング・サイト

用語集

児童の性的虐待および性的搾取に関する用語

子ども(児童および生徒) - 18歳未満のすべての者をいう。ただし、適応される法律により、その者が早く成年に達した場合を除く。(子どもの権利条約第1条)

児童虐待描写物 - 現実の若しくは擬似のあからさまな性的な行為を行う児童のあらゆる表現、又は主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現(下記の「児童ポルノ」の項を参照)。「児童虐待描写物」について国際的に合意された定義はないが、この用語には児童虐待および児童搾取が含まれることは明白であるため、当報告書では上記のとおり定義された用語を使用し、児童ポルノよりもこちらの用語を優先する。

児童ポルノ - 現実の若しくは擬似のあからさまな性的な行為を行う児童の手段のあらゆる表現、若しくは主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現(児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書 第2条)当報告書においては、「児童虐待描写物」という用語を優先する。

児童買春 - 報酬その他の対償のために、児童を性的な行為に使用すること。(児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書 第2条)

子どもの性的虐待 - 欧州評議会「子どもの性的搾取および性的虐待からの保護に関する条約」(CETS No.201、別称「ランサローテ条約」)の第18条に示されるように、次のように定義する。

(a) 関連する国内規定に従い、性的同意年齢に達していない児童との性的行為を行うこと。

(b) 次のような場合において児童との性的行為を行うこと。

- 圧力や強要、脅迫などを利用して性的虐待が行われる。
- その児童に対し、家庭内を含む、信頼、権限あるいは影響力があると認められる立場を利用して性的虐待が行われる。
- 特に精神的または身体的な障害や依存関係にあるなど、その児童の非常に弱い立場を利用して性的虐待が行われる。

(a) 項の規定は、未成年者間(18歳未満の子ども)の合意の上の性行為を規定するものではない(第18条第3項)。

児童の性的搾取 - 児童買春、児童ポルノ、および児童をポルノに関わる行為へ勧誘、強制あるいは参加させるなどの行為。あるいは、このような目的で利益を得たり、児童を性的搾取したり

すること。および、2 人以上の児童の参加を含む、児童ポルノに関わる行為に故意に参加すること。性的同意年齢に達していない児童を、その行為に参加していなかったとしても、性的虐待あるいは性行為を故意に目撃させること。また、性的目的のために児童を勧誘すること。

(欧州評議会「子どもの性的搾取および性的虐待からの保護に関する条約」第 18～23 条)

オンライン上の児童の性的虐待 - いわゆる児童ポルノとされる、児童の性的虐待に関する画像素材(静止画像とビデオ画像)の製造、配布、ダウンロード、あるいは視聴。児童や若者をオンライン上で勧誘し、児童虐待を描写した画像素材を製造したり、性的なチャットやその他オンライン上の性的行為に従事させること、あるいはオンライン・グルーミングやオンライン・ルアーリングと呼ばれる、性的行為を目的としてオフラインで実際に会う約束を取り付けたりすること。および、上記のいずれかの行為を促すこと。国際法においてオンライン上の児童の性的虐待について合意された定義はない。この報告書を目的として、この用語を上記のように定義する。

オンライン・グルーミング - さまざまな著者によって定義されているが、当報告書内においては、2 人以上の児童を、知識のある、なしに関わらず、性的行為や会話に意図的に引き込む過程、あるいは児童が性的虐待に対してより無防備な状態にすることを目的とした、加害者と児童間のコミュニケーションや付き合いを含む過程を描写するために使用されている。

「グルーミング」という用語は国際法においては定義されていない。カナダなどいくつかの管轄区域では「ルアーリング」という用語を使用している。

オンライン/オフライン環境 - コンピュータ媒介のコミュニケーションと対面式コミュニケーションの境界面。「オンライン」は身体的コミュニケーションを伴わないが、「オフライン」には身体的交流が含まれる。

小児性愛者(ペドファイル) - 思春期前の児童に対する、極端な性的偏向に関する診断分類。これは正確にはインターネットや携帯電話技術を使って児童を性的に虐待する人を指してはおらず、該当者の多くは既婚者か成人と長期にわたり性的な関係にある。それゆえ、当報告書では「児童虐待者」あるいは「性的虐待者」という用語を使用している。

児童売買 - 報酬やその他の対償のために、児童が個人若しくは集団により他の個人若しくは集団に引き渡されるあらゆる行為又はこのような引き渡しについてのあらゆる取引のこと(児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書、第 2 条(a))。

性的虐待者 - 一般的に「小児性愛者(ペドファイル)」と呼ばれ、児童に対し性的な違法行為を行ったり、児童と何らかの性的な行為を行ったりする者のことをいう。しかし、上に述べられたように、「児童虐待者」あるいは「性的虐待者」が用語としてより適切である。この用語については国際的に合意された定義はない。

性的目的のための児童の勧誘 - 情報通信技術を使い、性的な行為や児童ポルノの製造目的

で、成人が性的同意年齢に達していない児童に会うため意図的に勧誘すること(欧州評議会「子どもの性的搾取および性的虐待からの保護に関する条約」第 23 条より)。

オンライン環境に関する用語

ブログ - テキストや画像などの入力や「投稿」が、通常、時系列で表示されるウェブサイト。ブログの全て、または特定の投稿をオンライン上の全ての人に一般公開することができ、またブログの所有者/著者によって認証されたユーザーのみに私的公開することも可能である。

ブロードバンド - より高速なインターネット接続や、ビデオやゲーム、ソフトウェア・アプリケーションなど、容量の大きなファイルの、より高速な交換を可能にする高容量デジタル接続。

ブラウザ - 消費者によって選択され、ワールド・ワイド・ウェブ(ウェブページ)上にページを設置し、表示するために使用されるソフトウェア・プログラム。人気のあるブラウザとしては、Microsoft の Windows Internet Explorer、Firefox、Google Chrome、Safari、Opera などがある。

チャット・ルーム - バーチャルな「会議室」で、メッセージを打ち込むことでリアルタイムに互いにやり取りやおしゃべり(チャット)ができる。チャット・ルームの多くは、ある特定の話題が中心となるが、中にはもっと一般的な話題でチャットが行われ、他の人々との出会いのための個人向けフォーラムが設置されているものもある。

サイバースペース - 世界のコンピュータ・ネットワークの仮想共有領域。この用語は、1984 年に米国の SF 作家ウィリアム・ギブスン氏の著書「ニューロマンサー」で初めて使用された。しばしば「インターネット」と同じ意味で使われる。

ダウンロード - データがインターネットあるいは、外部ドライブ、ディスク、電話、およびその他のデバイスなど他のソースからコンピュータにコピーされるプロセスのこと。閲覧や保存、今後のアクセスのためにコンピュータに通常ダウンロードされるデータは、テキスト・ファイルや写真、ビデオ、音楽などである。

E メール - 「electric mail(電子メール)」の略で、インターネットなどの通信ネットワークを使って他の人の電子メールボックスにメッセージ(E メール)を送信するツール。

フィルター - 特定の情報をふるいにかけて取り出し、アクセスをブロックするメカニズムのこと。子どもを有害サイトから守るためのソフトウェア・パッケージにはフィルタリング構成が使用されている。フィルタリング用プログラムは各 PC 上で動作するように設計されているか、コンピュータのネットワークに適用されることもある。フィルタリング構成はコンピュータのオペレーティング・システムの不可欠な部分として「無料」で提供されていることが多いが、今後はユーザーのインターネット・サービス・プロバイダから接続パッケージの一部として提供されるようになるだろう。携帯

電話やコンソール用に、カスタマイズされたフィルターも開発されている。

情報通信技術 (ICT) - あらゆる通信デバイスあるいはアプリケーション、広域ラジオ、テレビ、携帯電話、衛星システム、コンピュータおよびネットワーク用ハードウェアやソフトウェアのこと。その他、ビデオ会議や遠隔学習などの関連サービスやアプリケーションも含む。

インスタント・メッセージ (IM) - チャット・ルームに類似した、テキストベースのコミュニケーション・サービスのこと。主な違いは、たいていのチャット・ルームが誰でも参加できる公共スペースであるのに対し、IM システムは一般的に「友達リスト」やユーザーが予め指定した人のリストなどに基づいて行われるところにある。IM の場合、ユーザーとやり取りできるのはリストに名前のある人だけで、各ユーザーはインスタント・メッセージの参加者を管理する。IM サービスの例としては、Google Chat や MSN、ツイッターなどがあり、多くのソーシャル・ネットワーキング・サイト(下記の定義を参照)には IM 機能がある。

インターネット - 共通の通信プロトコルを使用したり、同じアドレス・スキームを共有したりして、何十万もの回線に相互接続される世界的規模のコンピュータ・ネットワークのこと。インターネットにより、コンピュータ間の E メールやテキスト・ファイル、画像、その他多くの情報の送信を容易に行うことができる。

インターネット・サービス・プロバイダ (ISP) - ユーザーにインターネットへのダイレクト・アクセスを提供(通常は有料)したり、ホスティング・サービスやウェブサイト開発などのインターネット・サービス事業を行ったりする営利企業のこと。

オンライン - コンピュータ・ネットワークやインターネットによって管理または接続されていて、インターネット上、またはインターネット経由で実行されるアクティビティやサービスのこと。コンピュータ・ネットワークにログイン、あるいはコンピュータやその他のデバイスをインターネット接続した場合、その人は「オンライン」であるという。「オフライン」という用語は、オンラインで実行されないアクティビティ以外に、インターネットに接続していない状態のことも指す。

ピアツーピア (P2P) - インターネットを使って、コンピュータから別のコンピュータへ直接データ送信ができるソフトウェアで、通常、サードパーティ・サーバーを介する必要がある。

普及率 - 特定の技術が、利用可能な人々の間でどのくらい広く利用されているかを示す割合。

写真共有 - 写真のアップロードや閲覧、共有ができるアプリケーション。ユーザーは公開か非公開かのどちらかを許可することができる。

セク스팅 - テキスト・メッセージ/テキストング(下記の定義を参照)を使って、性的な写真や性的に露骨な文章を送ること。これは特にティーンエイジャーの間でよく見られる。

ショート・メッセージ・サービス (SMS) - 携帯電話やその他の携帯端末、ハンドヘルド・コン

ピュータ上で利用可能な一般的なテキスト・メッセージ・サービスのこと。

スマートフォン - 完全なオペレーティング・システムが組み込まれた携帯電話で、インターネットにアクセスが可能。通常の電話と比べ、メモリ容量も画面も大きく、あらゆる点で小型コンピュータに匹敵する。

ソーシャル・メディア - 主に、情報の共有や議論のためのインターネットベースおよび携帯電話ベースのツールのこと。「ソーシャル・メディア」とは、技術と通信、社会的交流を統合した活動のことを指すことが多く、文字や写真、ビデオ、音声を共有するために使用される。

ソーシャル・ネットワーキング・サイト(SNS) - ユーザーが一般公開向けあるいは私的にプロフィールを作成し、友人のネットワークを作ることができるオンライン・ユーティリティ。SNSにより、ユーザーはメッセージやインスタント・メッセージのような非公開あるいは公開的な方法で友人と相互交流することが可能となり、写真やビデオなどのユーザーが作成したコンテンツを投稿することができる。SNSの例としては Facebook や MySpace、Orkut などがある。

テキスト・メッセージ/テキストング - 携帯電話やワイヤレス携帯端末(Sidekick など)、携帯情報端末(「PDA」と呼ばれるベーシックなハンドヘルド・コンピュータ)などを使用して送る短いテキスト・メッセージ。

アップロード - ユーザーの機器からサーバーへデータを送信するプロセスのこと。

ビデオ共有 - 写真共有(上記参照)に類似していて、ビデオ画像を共有するもの。このようなビデオ画像はユーザーが製造することが多く、YouTube は最大のビデオ共有サイトである。

仮想世界 - オンライン上に構築された、現実を模した三次元環境で、アバター(サイバースペース内の人物を表す、動かすことのできるアイコン)を通じて、そこに住むプレイヤーたちが相互交流する。仮想世界の例としては、Second Life や若者により人気のある、Teen Second Life などがある。

ウェブカム - インターネットに接続されたコンピュータに内蔵あるいは接続されているビデオカメラのこと。

ワールド・ワイド・ウェブ(www) - インターネット上のデータを検索したり、データにアクセスしたりするためのハイパーテキストベースのシステム。ウェブは、ウェブページと呼ばれるドキュメントをホストし、他のドキュメントや情報システムとリンクしている。また、ウェブはインターネットの一部であるが、インターネット上の全てのサーバーがウェブの一部というわけではない。

ユニセフ・イノチェンティ研究所
Piazza SS. Annunziata, 12
50122 Florence, Italy
Tel: (39) 055 20 330
Fax: (39) 055 2033 220
florence@unicef.org
www.unicef-irc.org

ISBN: 978-88-6522-004-7
IRC stock no: 645U

© United Nations Children's Fund (UNICEF)
December 2011